

# 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 9 月 会 議

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 9 月 1 2 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 2 まで議事日程に同じ

---

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

---

欠席議員 (0 名)

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次	原 信 也 君
総務課長	野 呂 圭 一 君	企 画 防 災 課 長	佐 々 木 勉 君
税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	住 民 課 長	後 藤 和 郎 君

健康福祉 課長	高橋憲史君	健康福祉 センター長	末永弘幸君
観光振興 課長兼 ジオパーク 推進課長	田仁孝志君	建設課長	篠原哲也君
環境課長	仙波貴樹君	上下水道 課長	細江幸恵君
庶務課長	兼村憲三君	農業振興 課長	片岸昭弘君
会計 管理者	金子真優美君	教育長	渋谷川賢一君
管理課長	高橋謙介君	社会教育 課参事	角田隆志君
社会教育 課長	原美夏君	代表監査 委員	山口芳行君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤久志	書記	阿部はるか
庶務係	木村暁美		

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、9番、越前谷議員、10番、石川諭議員を指名いたします。

---

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、3番、千葉議員から10番、石川諭議員までの4名を予定しております。

初めに、3番、千葉議員の質問を許します。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） おはようございます。3番、千葉でございます。

今日は3件の一般質問をさせていただきますが、具体的なもので、これをやれとか、こうしてほしいとか、してほしいですけれども、そういったところの要望を含めた議論をしたいなというふうに思っています。

まず、この夏ですが、大変暑い夏でございました。とって、今日みたく雨が降るということで、災害はいつ起こるか分からないということでもありますけれども、伊達市の小学校ですか、2年生の女の子が亡くなったということです。私もそんな孫がいるものですから、切実に聞いておりました。記録会か何かあったようですね。そのとき一生懸命頑張ったらしいのでしょうか、持病を持った子で、それが終わってから、帰り際に意識を失って、そのまま逝ってしまったと。親にしてみれば、悲しい話で、ちゃんと水筒も持たして、水筒も空になるほど飲んでいたという話ですから、本当に熱中症というのは怖いなというふうに思います。

昨日も一般質問で聞いていまして、私も、クーラーはやはり必要だなと思います。伊達市は7校に集約されていますけれども、学校の話はまた後ほどしますけれども、7校に集約されていますけれども、次回の12月定例会において、補正が組まれて、各学校にクーラーがつくという話を聞かせていただきました。それに伴って、ガイドラインも作るという話でございます。

これは一般質問ではありませんけれども、要望としまして、私もガイドラインをぜひ作ってもらいたいなと思います。学校独自では作ってあるのかもしれませんが、一々教育

委員会ともできないときもありますし、どちらにしましても、教育委員会と学校の密のある情報交換といったことで、子どもに対して守ってもらいたいと、一応要望だけ申し上げて、前段の話は終わりたいと思います。

それで私、3件の1件目でございます。

洞爺湖町の人口ビジョンということでございます。

平成15年ですか、私が目にした洞爺湖町の人口ビジョンというのがございます。そのときの洞爺湖町の出生率が1.4だったなかなと思います。今回、質問の1番目に書かせてもらった2020年の日本の合計特殊出生率が発表され、7年連続で低下し、1.26で過去最低となったということでございます。私たちはもっと低いところから始まっていますから、全国の1.26よりももっと低いのだろうというふうに思いますけれども、町のほうでは、洞爺湖町の合計特殊出生率をどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 当町におけます合計特殊出生率でございますけれども、2022年の数値につきましては、1.13となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 私の頂いている資料の中で、直近の合計特殊出生率は1.27というように書かれた文書がございます。厚生省の社会保障・人口問題研究所、社人研というのがございます。これは公式な機関でありますけれども、これが発表された折には、最初、洞爺湖町は2060年には3,000人になるということで、大変危機感を持ったところであります。

その中で、洞爺湖町もそれではまずいということで、いろいろな施策を絡めながら、何とかその維持をしようというふうに頑張っていたということでございますが、この人口ビジョンは5年ごとに見直しということでございました。それで、2022年ですか、昨年ですか、また人口ビジョンが改訂になり発表されました。そのときは、1.40を目指しつつということであればある程度頑張れるということでございますが、その訂正された社人研の話では、2060年には3,000人だったのが2,510人になるという訂正になっております。洞爺湖町で頑張ればですけども、2060年には4,524人というような数字になっております。これはまずまず、2060年ですから、これから35年後ということになりますけれども、やはり危機感を持ちながらやらないと、うちの町もなくなってしまいう町になってしまうのかなというふうに思っていました。

そんなことで、町としての考え方を、どうしようもない面もあるのでしょうかけれども、その辺の思惑をお聞きしたいなと思っての質問でございます。まず、その辺のお話を取っかかりとして聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐々木企画防災課長。

○企画防災課長（佐々木 勉君） まず、洞爺湖町人口ビジョンの現状についてのお話をさせていただきます。

人口推計に対する現状については、洞爺湖町では国立社会保障・人口問題研究所が発表された人口推計を基に洞爺湖町独自の施策を反映した人口推計をしてございますけれども、人口推計はあくまでも国税調査ベースということでございまして、2060年までに5年ごとの人口を推計しているというものでございます。そのため、直近としては2020（令和2）年の国勢調査人口によりますと、社人研推計8,356人に対し、国勢調査の実績としては8,442名と、社人研推計より86名多いという状況になってございました。

また、内訳で言いますと、65歳以上の人口は、社人研推計よりも50名ほど下回ってございますけれども、15歳未満の年少人口は74名、そして15歳から65歳の生産年齢人口と言われる年齢層は33名となっております、社人研の推計を多少なり上回っている状況であると。

今後の見通しにつきまして、現在、人口減少対策としまして、仕事と働きやすい環境づくり、そして子育て世代への支援を重点施策として掲げてやってございますけれども、社人研推計より若干人口が抑制されているというふうに考えてございますが、人口減少におきましては、社人研推計や町の推計のとおり、緩やかに減少していくものと、そのように考えているところでございます。

現状については、以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 本当に、どこの自治体も危機感を持ってやっていると思います。

実は、私どもの姉妹都市、箱根町の議会報を見させてもらっているのですが、この中の一般質問なのですが、箱根町の令和2年の合計特殊出生率が0.49まで落ち込んでいると。令和2年度、3年度の出生数が共に29人という危機的状況だというお話です。

箱根町は本当に私たちのお姉さんになる大きな観光都市でございましてけれども、こういったところで大変危機感を持っているというような一般質問でございまして。箱根町の町長も苦労している答弁の様子がかがえるところでもありますけれども、役場の職員もみんな通っている、町長自体も小田原に住んでいて箱根に来たりとか、やっぱりそういった環境の町ですから、いかんともしがたいのかもしれませんが、私たちの町もそうなってしまうのではないかというような危機感を実は持っています。

その辺のところも考えながら、近隣の伊達市、豊浦町、この辺のところの出生率はどのようになっているか、調べていましたらお教えてください。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 近隣市町の出生数の状況についてでございますけれども、豊浦町につきましては、令和4年度は12名ということで、令和3年度と比較しまして3名の減少という状況です。壮瞥町につきましては、令和3年度は15名、令和4年度は11名の4名減少と。洞爺湖町につきましては、令和3年度は32名出生で、令和4年度は29名の3名減という状況です。

また、近隣市の状況になりますけれども、室蘭市は、令和3年度は409名、令和4年度は392名の17名の減少、登別市につきましては、令和3年度は253名となっております、令

和4年度は172名の81名の減少となっております。また、伊達市につきましては、令和3年度は144名、令和4年度は161名ということで17名の増ということで、直近の胆振西部管内の市町の出生数の状況につきましては、伊達市を除き、減少傾向であるということがうかがえると思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） その辺のところ、うちの町も新しい町長になられてから子育て支援ということで、そこに力をかけているということであります。それが目に見えてくるのはすぐではないかもしれませんが、ほかの町がそういうような環境である。そして、うちの町も1.3と言われましたけれども、直近で1.27と、私のこちらに書いてある数字を見ていますけれども、まだこれが下がっていくような段階なのだろうというふうに思います。

それで、今月の広報を見させてもらったら、人口が8,149人です。それで、住民課長に「この中に外国人も入っているのですか」と聞きましたら、「もちろん入っています」と。純粋に日本人といいますか、洞爺湖町の間人は7,922人ということで、220人ぐらいでしょうか、外国人の方が虻田におられるということです。この方々も一応住民として加算されるというような段階です。ですから、出生率だけでなく、入ってくる人をいかに増やすかということも一つの人口を増やすテーマなのだろうというふうに思います。

この間の虻田神社のお祭りで、担ぎ手がないものですから役場のほうにお願いに行くと聞いていますけれども、外国人の方々の多いこと。8時、9時で終わって、車に乗って帰ろうと思ってみたら、二、三十人の外国人の方が歩いています。そして、みこしを担いでいます。なじもうとしているのでしょうかけれども、契約もありますから、3年ぐらいしたら帰ってしまうのでしょうかけれども、また新たな方が来ると。

制度も今度変わって、研修制度もなくなって完全に勤労で働きに来るというようなシステムができるような話も聞いていますが、うちの町も、観光も必要です、農業も必要です、そして漁業も必要です。その辺のところを人口ビジョン、人口を増やすためには、そういった入ってくる人たちに優しくする、そんなまちづくりが必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございましたように、実際に人口統計の中で見ますと、外国人の労働者がいて、やっと8,000人を超えてキープしているという状況で、純粋な在町されている方でいくと7,900人ということで、8,000人の大台を残念ながら割っているところでございます。

そういった中で、明日も9番議員からもありますけれども、外国人をどのようにうちの町で受け入れていくか、いわゆる移住・定住の中の仕組みも非常に大事だと思っておりますし、先ほどご指摘いただきましたように、子育て支援ということで、現状での子育て政策を今回、機構改革の中で子育て支援課と一つにまとめて進めていくところもございます。

そして一方で、外から人を入れていくという両輪の中で町政運営、特に人口を、維持は別としても、増加というのはなかなか厳しいところがございますけれども、先ほどのデータもあるように、登別市は80名以上出生率が下がっているという形で、あと、逆に伊達市のほうは十何人上がっているといった、近隣だけでもこういうふうに凸凹ができて来ている状況がございますので、そういった面では、両輪という形の中でしっかり施策を考えていかなければいけないと思いますので、様々なご提案していく中で進めていきたいと思っておりますし、今回の10月の機構改革、まさしくこれは定住、社人研から言われているような数字ではなく、緩やかな曲線で、何とか持続可能な基礎自治体としての最低限の人口を維持できるような、次の世代につなげていけるような施策を打ってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもぜひ様々な知見をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 20年後30年後というと、もう議員もどれだけ残っているかわかりませんし、職員の方々も20歳30歳で入ってやっとなら60、70になるぐらいのレベルですから、その先の話をするのかと言いますけれども、やはり今のうちきちんと根っこをつくっておかないと、つなげていけないのだろうというふうに、そんな危機感を持っています。

そんな中で、外国人のある方から言われたけれども、働き手が欲しいのだけれども住む場所がないですとか、来たら働くのだから税金払っているのだよと。だけれども、住む場所がないと。自分で用意してどうのこうのというのは大変だという話もあります。公営住宅空いているからどうなのだろうと言ったら、真っ向断られたと、そんな話もあります。それはルールですからしょうがないのもありますけれども、その辺の緩和ですとか、そういった意見を聞く場所とか、広げながら町のほうでも提案をしてもらいたいし、私どもでも、外国人の方が来て、埼玉のどこかみたく外国人の町ができてしまって、そこからいろいろ派生していった話になると、ちょっと私たちも正直怖い面もありますけれども、こんな小さな町ですから、本当に一生懸命働きに来る子たちなのですね。

今回もらった年度別のものを見ましても、二十歳から二十四、五が一番多いのかな、向こうから来て、働いてお金もらって帰る。それでも結構なお金になるらしいですから、そんな夢を持ってくるわけですがけれども、受皿としてそういう子たちに来てもらって一生懸命働いてもらう、そして税金も払ってもらう。そしていろいろな産業の方々にも喜んでもらえるし、また上向きになると、活性化するというようなことだろうと思うので、ぜひ、その辺のところの窓口も、町長はじめ、担当課の方々には耳を開いていただいと、もう聞いている話でしょうけれども、あえてこの場で言わせてもらいたいと思っておりますので、ちょっとご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 今のご質問でございますが、町といたしましては、先ほど町長から答弁がありましたように、人口減少問題につきましては、子育て支援に力を注ぐような形

をさせていただいておりますし、最近、町のホームページに子育て支援というタイトルをどんと上げて、他の町村の若い人に見ていただいて、うちがこれだけやっているのだよというようにPRさせていただいているような現状でございます。

あと、外国人労働者の方の関係でございますが、今年度、補正予算で、農協に旧教員住宅を買っていただいて、そこで外国人の方が住んでいただけるというような環境もこの前できたところでございますし、そこら辺をもっと促進させていただければなと思っております。

一番大事なことは、これからの少子高齢化の中で、この地域に外国人労働者はもうなくてはならないような環境になっているように思っております。そういう意味では、今みたいな手法も含めて、なおかつ外国人と地域の方々が共生できる社会をきちっとつくっていく、それが一番大事なことなのかなというふうに思っておりますので、これから努力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 私も経済の委員会を昨年もやっていましたけれども、所管でいきますと、やはりそういう話が出てきますので、ぜひその辺のところをいろいろなやり方はあると思います。いろいろな町で、実際にいろいろな工夫をしながら、チャレンジやったり移住とかということをやっていますけれども、そのほかに働きに来るといって外国人の方々にも目を向けて、どういう捉え方がいいのか。それがプラスになったりマイナスになったりやり方もあると思いますけれども、ぜひその辺は検討をお願いして、1番目は終わりたいと思っております。

2番目でございますが、公共施設の管理計画ということでございます。

管理計画という冊子をもっていますけれども、その中にいろいろ書いてございます。まず、管理計画についてですけれども、6月の広報で「次世代に負担を残さない、どうする洞爺湖町」というテーマで企画を組んでおります、シリーズで組んでいますね。この次が行政ですとか、また何か出ていますけれども、今回たまたま、公共施設、箱物の現状と問題点ということで提案をされています。

町民の方々に見ていただいて一緒に考えていただくということだろうと思っております。大変いい企画だなと思っております。また見やすく、グラフも使っていますし、どうしたらいいのだろうという提案で、決めつけはないと思っておりますけれども、どちらにしても、今ある施設をそのまま維持することは困難であると。その理由はということで、細かく書いていますけれども、そういうことをもちろん考えて提案しているわけでしょうけれども、この辺のところはいま一度、見直すものを見直す、残すものは残す、その辺のところははっきり区別をつけながら仕切ってもらいたい。

これも、下道町長は今年で1年半ですけれども、それまでは違う体制でやっていたわけですし、違う体制の中で管理計画もあったのだろうと思っております。いま一度、町長には、その辺のところの管理計画、プラス・マイナスあると思うので、見直しをお願いしたいというふうに思っております。

まずその中で、問題提起されている中ですが、まず町立学校についてお話をお伺いしたいなというふうに思います。

町立学校でございますけれども、当町には五つの町立学校がございます。多いか少ないかは別にしまして、伊達市あたりでは、有珠の小学校も中学校も市内に入りましたし、長和の小学校、中学校も入りました。もう全部集約化されています。早いなという感じが本当に伊達市の場合はしております。

高校の問題もそうでした。伊達高校と伊達緑丘高校があったのですが、どちらも減っているということで、伊達教育委員会、伊達市がいろいろなことを踏まえて、一つにしてということで道教委のほうにどんどん行ったという話です。押しつけではなく、こちらから行った。きっともって、教育長はその辺のところ詳しく後からお教え願いたいと思いますけれども、私はそういうふうな感じを持っていて、自分たちの町をつくるのだと、自分で提案するのだと。すると、道教委のほうで開来高校という新しい新設校を造って下がってきたと。学校が新しくなったということです。そんなやりかたで、住民から持ち上げていく、そして住民からその辺の再編とかということも考えていかなければならないのかなというふうにも思います。

今置かれている五つの学校の問題ですが、築年数55年ですとか、53年ですとかという、そういった学校が五つのうちに二つもあります。その辺のところを踏まえて、学校経営に対してどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 町内五つの学校の関係でございますけれども、その中で一番古いのは虻田中学校ということでございます。昨年度、町内各所で開催いたしました地域別教育懇談会や第2次教育目標と教育ビジョンの見直しにおいて、アンケート調査を実施しております。その結果からは、虻田中学校の件については、虻田小学校に合築することと。あと、小中一貫教育は推進していくべきというような回答が多くございました。

このようなことを踏まえまして、当町における小中一貫教育の導入につきましては、これまでも小中学校を円滑に接続させ、義務教育9年間で身につける力を確実に育むことを目指すものとして、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの改訂版において、導入の検討を進めるとしております。また、本年度の教育行政執行方針において、導入に向けた調査研究を行うとして教育委員による先進地視察の調査研究も進めております。

今後につきましては、保護者や広い町民の皆様を対象とした小中一貫教育に関する講演会等を開催するなどして、制度導入に向けた機運の醸成や理解を深めながら、早い段階での導入を検討しております。また、校舎の問題につきましても、多くの学校で年数が経過しており、大規模改修を迎える時期となっておりますので、全体的なプランを作って計画的に進めていかなければならないと考えております。

さらに、当町は有珠山噴火や津波といった自然災害を抱え、人口減少や少子高齢化による公共施設のコンパクト化への転換、町の厳しい財政状況などを踏まえると、本当に学校を造

るだけでよいのかと。50年先を見据えた際には、学校を核とする持続可能な公共施設の複合化といったことも考えていかなければならないと思っております。具体的にどのように合意形成を取るかは、新たに設置した教育行政審議会に諮問した上で、地域や保護者の声も聞きながら早期に方針を示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 前から私、虻田中学校のことばかりまた言っていると思われるかもしれませんがけれども、実際55年を経過して、大変危険なものです。そこに、先ほど前段でお話をしましたけれども、クーラーを入れるとなると、またお金がかかって壊すというような繰り返しになるのだらうと思います。その辺のところもきちんと計算をしながらやらないと駄目なのかなと思います。

伊達市でやったのはグラウンドでやっていたのですけれども、体育館のほうが余計暑いのだそうですね。逃げ場がないと。だから、体育の運動する場がないと。北海道のほとんどがクーラーを入れているところが少ないレベルだと、内地に比べれば。そんなお話が流れてきているものですから、あちらこちらでそんなクーラーの話が出ているようです。

それを踏まえて、やはりどうするか。今、小中一貫でやりたいというのは虻田地区の話をしていますけれども、洞爺地区も小中があります。温泉小学校もあります。個人的な見解をいけば、温泉小学校は遅かれ早かれ、少数人数でなかなか、町としてこの学校を維持するのは難しいのだらうと思います。町では、はっきりしたどうするのだということはまだ述べていない。先のことですからという話なのだらうけれども、私は先でないような気がするのです。そろそろ。洞爺の小中学校もやっぱりその辺の先のことを話さなければ駄目なのだらうと。虻田の小中学校ばかりが一貫でやるべきではないのだらうと。50年後を考えたら、一つでいいのだらうと。二つもあったのかと。どっちとも5億円も10億円もかけたのかという話になると、またそれも経営しなければいけないのですから、その辺のところも見据えた中で、あちらこちらにこれから視察に行く、研修に行くということで勉強されるという話ですけれども、五つある学校をどうするか。

人口も50年後は3,000人、分かりませんよ。2040年で五千何ぼだったかな、ということで実際に子どもも少ないのです。15歳から49歳まで生まれる、女の方が産む数が、今の時点で1.37、まだ減ってくるのです。箱根の話をしましたけれども、うちの町も1を割る可能性もあるのです。そういうことを見据えた上で学校をどうするか。五つの学校をどうするかということを本当に真剣に。

今どき、遅いといったらおかしいかもしれませんが、伊達市もそうですし、近隣の町村もやっぱりみんな、山にあったら市内に持ってきているのですね。一つに集約しているのです。そういったことが、私はいいなど、正解だなど。いろいろな考え方があるので、そこは議論の余地を残すのでしょうけれども、その辺のところはリーダーシップを取って、いろいろな意見があるところでしょうけれども、やってもらいたいと要望を含めて、その考え

方を聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま、議員から、この町の学校の在り方について、大きなところについてご質問をいただいたというふうに思っております。

ご答弁させていただく前に、一番最初に冒頭、熱中症等の関係で教育委員会としてのガイドラインの作成というお話がありました。現在、洞爺湖町においては、国、それから道のほうから通知通達が出ておりますので、それに基づいて各学校のほうに危機管理マニュアルがございますので、その中に熱中症のガイドラインといった形できちっと位置づけたもので各学校も運用していただきたいということをお願いをしているところでございます。

ただいま議員からお話がありましたので、今後、伊達市のほうで熱中症ガイドラインを市として作成するというお話を私も伺っておりますので、それら参考にさせていただきながら、当町としても検討を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、先ほど来、校舎のお話も出てきているというふうに思っております。虻田中学校は、私も非常に危惧しているところでございますけれども、まず、小中一貫教育の導入と校舎との関係性におきまして、少しお話させていただきたいと思うのですけれども、小中一貫教育に関わっては、校舎の設置形態によって小中学校が別々の校舎である併設型と言われるもの、それと、小中学校の校舎が一体となった義務教育学校というのがございます。両者において、小中一貫教育の内容を定める教育課程の編成に差はございません。ただ、校舎の設置形態による違いが若干ございます。

例えば併設型につきましては、教育委員会規則の改正によって制度の導入というのが行えるのですけれども、義務教育学校については、新しい形の学校でございますので、町の学校設置条例の改定が必要というふうになっております。また、併設型では、小中それぞれの学校に校長が原則配置されるというふうになっておりますけれども、義務教育学校では、校長が1人となるなど、教職員の配置に違いが生じてまいります。

さらには、校舎設置に関わりましては、多額の費用を要する事業でありますことから、広く町民の皆様の声を受けながら洞爺湖町のまちづくりとしてより慎重な対応が求められるというふうに考えているところです。しかしながら、議員ご指摘のとおり、虻田中学校の校舎の老朽化につきましては、生徒の安全・安心が確保できる適切な教育環境の整備が早急に必要だというふうに認識しております。この現状を解決する一つの方策として、前段申し上げました小中一貫教育の導入とは別に、現在可能な選択肢の一つとして、虻田小学校の余裕教室などを活用することも検討しなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、虻田中学校の生徒が安心・安全かつよりよい学校生活を送ることができる教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらには、50年先を見たときに、町内の学校数の在り方について、どうだといったようなところでご質問いただきました。

現在の町内の児童生徒数は、小学校で254名、中学校で151名でございます。児童生徒数や

通学距離といった数値から見ていくと、町内には一つの小中学校で可能というふうに思いますが、逆に、9年間ずっと一緒と、同じ集団でいくということで、児童生徒にとってはいじめなど様々な問題があった際に、町内で転校することがという選択肢がなくなってしまうということも考えられます。

こういった点も考慮しながら、いずれにいたしましても、児童生徒のよりよい教育環境の構築に向けて、保護者の皆様、それからまた町民の皆様の考え方も受けながら、考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました全体的な話の中で、教育長のほうは担当としてお話をさせていただいたところでございますが、教育長の答弁と重複するようなところもございますけれども、やはり今の世の中では、小中一貫教育が求められている背景というのは、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑にいていないという、学習面ですけれども、インフラのほうではなく、実際の小中一貫ということで焦点を当てていったときにそういった観点がございます、具体的には、学習指導面では、小学校の場合は学級担任制ですけれども、中学校の場合は学科で先生が変わるとかといったこともございますし、また、さらに生徒指導面でも、各自生徒の小学校時点における生徒指導上の課題が、必ずしも中学校に上がっていった段階で共有されていないという点も聞いているところでございます。

前回の一般質問でもありましたように、中一ギャップという問題もございますけれども、実は私、1996年（平成8）年から2008（平成20）年まで13年間、札幌の手稲で学習塾を経営しておりました。そのときに、教育大学附属小学校の生徒数人が塾生として私は指導していったのですけれども、大変伸び伸びと勉強のほうをしていったという経緯がございます、学習塾の協会にお願いして、カリキュラムの勉強を教えてほしいという形で、実際学んだのですが、教育大学附属小中というのは、実際は教育大学の学生が教育実習とかしているのですけれども、そういった中で、例えば小学生の高学年から、立体図形から平面図形とかという、いわゆる幾何学ですけれども、これが中学校の数学にまで連携して意外と教えているということもございまして、そういう面の小学校の算数と中学校の数学の接続が非常にうまくいっているという点がございまして、そういう面では、学力面からいくと興味を持つ子というのは大きく伸びているのかなと思っております。

ご案内のとおり、改正学校教育法の施行によりまして、2016年から小学校が、先ほど教育長からもありましたけれども、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校の設置が可能になって、最近、毎回新聞を見るごとに道内の各地域が小中の義務教育をつくれますよとか、つくったとか、室蘭市なんかは特にがんがんやっていますけれども、あと、後志とか渡島とか、本当に道内全域が、いわゆる義務教育学校を設置しているという状況でございます。

人口減少の中で、生徒数が一桁台の小さな学校を守っていくという考え方もございますけ

れども、現場の先生の声を聞くと、児童生徒が数多くの多様な意見に触れるという点からいけば、やはりある程度まとまったロットのあるような生徒の塊の中で子どもたちが勉強していくと。あと、保護者の中には、竹馬の友という言葉がございすけれども、ある程度人数が少なく、大人になってからの同窓会も非常に少ないという寂しい思いをさせるということもございすので、子どもたちのためのよりよい教育をつくっていくためには、何ができるか、将来的な学校の再編はやむを得ないと思ひますけれども、小中一貫システムの導入促進という、実際私の公約でもございすけれども、教育委員会や保護者の皆様、地域の皆様でよくよく議論していただいて、その方向に収束していただければ、大変ありがたいと思ひているところございす。

ぜひ、また、こういった一般質問、様々な常任委員会の中でも、義務教育、一貫教育に対してのご提言をいただければと思ひます。

以上ございす。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 小中一貫校に対して否定をしているわけではありません。今後どんどんそういったことで進めるべきものは進めるべきだと思ひますけれども、校舎の問題等々あるものですから、そして五つの学校があるということがネックです。

月浦の小学校ですか、あの小学校はどんなふうにかえるのかですね。とうや小学校も52年、53年かな、これも虻田中学校ぐらい古いのです。今、虻田中学校と小学校の一貫ということでの考え方で推し進めているというふうには取っていますけれども、洞爺地区だって古いのです。そうはいつても、今は保育所の複合施設がありまして、そこにも結構財政がかかりますから、また次の問題になるとなかなか財政が許さないですから、一貫でやると言ひましても、本当にいろいろな方法があると。

言われたとおり、それまでの間、一刻も早く、中学校の危険な校舎とあえて言わせていただきますけれども、やはりその辺の解決を目指していただきたいと思ひますし、できるのであれば、とうや小学校の58年、洞爺中学校も39年、もう40年になるのです両方とも、そして月浦の小学校、この辺のところの考え方を持っていればお願いしたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま、議員のほうからそれぞれの学校の今後の考え方ということでお話ございす。

まず、小中一貫教育の導入につきましては、先ほど町長のほうからお話ありましたとおり、前向きに教育委員会としては積極的に導入していきたいというふうには思ひしております。その中で、小中一貫教育につきましては、全町という形で考えておりますので、洞爺地区も含めて小中一貫といったような形での教育システムを導入していきたいというふうには思ひしております。

ただ、校舎の設置に関わりましては、これは、先ほども答弁申し上げましたけれども、多額の費用を要するといったような部分から、いろいろな議論を深めていかなければ、早急に

は結論は出ないだろうなというふうに思っているところでございます。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、虻田中学校の校舎については、早急に何とかしなければならぬという中で、一つの選択肢として、虻田小学校の余裕教室を活用するといった方法も検討していかねばならぬなど。それが一番、最短で行える方法なのかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、校舎の問題、それから教育制度の問題ですね、両方とも絡めて持っていかなければならぬと。しかも虻田中学校の校舎については、かなり早い段階で手を入れていかねばならぬということでございますので、その辺のところはスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 町内にある五つの学校を一つのものとして捉えながら進めていきたいというようなお話でありました。

とうや小学校の管理計画の中では、5校あるうち、とうや小学校だけが検討中というようなことになっています。あとは長寿命化ということで延ばそうということなのですが、虻田中学校もちょっと考え方が変わってきたということですから。

公共施設の管理計画、去年3月にできたばかりですけれども、どんどん変わってくるのがあると思いますので、必要なことなのだろうと私は思います。やはり要るものは要る、本当に必要なかどうなのか、切るものは切るという勇気が要ります、決断要ります。でも、その辺のところを打ち出さないと、先々困るのは結局住民であり、そこにまたお金をかけなければいけない。そちらにかけたいのにつけられないというそんな話にもなるわけですから、その辺のところは、はっきりと見据えて、先へ進んでもらいたいというふうに思います。

虻田中学校は、月浦の学校にでも入ったらいいのではないかなと本当は思ったりもして、提案でもしようかと思ったのですが、取り急ぎ小さい学校ですから、それはすぐにはいかないですよ、やっぱりいろいろなことで。ですから、こういった集約するというのは本当に前もって順番に言っておかないと、そして管理計画も出ているので、その中で進めるということで広げていかないと、ぼんと出たものというのは、やっぱりという不信感を持ちますし、どうしたのとなってしまうので、その辺のところは順番を経ながら、ぜひともいい学校や子どもたちのために学校づくりをお願いしたいなというふうに思います。

次に、もう一つ、芸術館についてお話をお伺いしたいと思います。

この管理計画においては、芸術館は検討中ということでございます。何回か芸術館につきましては、私は残してもらいたいという立場でありますから、何とかならないかということです。いいような答弁ももらっているのですが、実際どのような進め方をするのか。担当に聞いても、なかなか改修するのも難しいし、改修するのは新築ぐらいお金がかかりますというような話もされております。そういつて、また別な地域に建物を移すかというような話になるのかどうなのかも分かりませんが、せっかく長らえている文化芸術、洞爺湖町の

中心になろうかと思えます。そういったものを大事にしたいなと思うものですから、この芸術館の町が思っている意味合い、この辺のところをお聞かせいただければと思います。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課参事。

○社会教育課参事（角田隆志君） 芸術館につきましては、優れた美術作品の鑑賞を通じて心の豊かさを育み、特別展やミニコンサートなどのソフト事業の実施と情報の発信によって、来訪者や作家などの間に様々な交流を生んでまいりました。しかし、建築から70年を経過した建物であることから、老朽化や文化財害虫の発生が確認されるなど、検討しなければならない課題もあります。

芸術館が所蔵する美術作品は、当町だけではなく、人類共通の貴重な財産として作品の価値を多くの方々に知っていただき、将来へと引き継いでいくことが重要だと認識しております。今年度につきましては、木彫作品の防虫対策を継続するとともに、所蔵作品の適正な保存管理とワークショップやコンサートなどの事業を実施しているところでございます。

開館から15年を経過した現在、美術作品と建物をいかに保存していくかが大きな課題と考えております。今後は、この点を十分に踏まえて、これからの芸術館の在り方について、有識者も交えながら、広く意見を聞く検討会を立ち上げ、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 財政が許せばということで、いろいろな考え方があってのんだろうと思いますが、実際問題、現場では難しいという捉え方。それは理解できるのです。ただ、芸術館をなくしてしまうのかなと、正直、方向性としてね。負担だとなるのかどうなのか、町として。

それで、今の建物も由緒ある建物で、できるだけ長持ちさせて、そこでやりたいというような考え方、それはそれで結構なわけですけれども、やはり管理計画の中では、なかなかその辺のところが示されていないということでもありますから、きちんと町の意味として、芸術館はどういう立場なのか、どういう位置にいるのか。

私は、観光する方でも、ちょっと見てみようかと、すてきな作品あるねと、こうなると思うのです。こういった小さな田舎でも。ああ、砂澤ビッキがあるのかと、こんな写真があるのかと。そしてまた、いろいろな企画しているのだとなれば、ふらっと寄ってもいい場所ですし、ましてや洞爺にあるのですから、景観もいい、そんな場所で、本当は残してほしいと思うのですけれども、建物がこれから30年も50年もきつともって長持ちはしないと思うのですけれども、そんなこともあるかもしれないけれども、町としての意味として、芸術館は頑張るのかどうなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課参事。

○社会教育課参事（角田隆志君） 芸術館を残していくかどうかというご質問でございますが、私たちが考えておりますのは、先ほども申し上げましたとおり、現状の施設につきましては

老朽化し、耐用年数も経過していることから、財源が確保された上で建て直すことも望ましいというふうに考えている一方で、作品の見せ方を重視した施設改修と、多くの来館者を魅了させることができているのかと感じております。また、昭和27年に建築された歴史ある建物であるため、思い入れのある方も多く存在していると聞いてございます。

まず、あの建物の持つ雰囲気というのは、ほかの施設では、現状のところ代えられないというふうに認識してございます。一方で、建物を残す一つの方法としては、文化財の登録制度というものもございます。

この登録制度につきましては、地域に親しまれている建物や時代の特色をよく現したものの、再び造ることができないものなど、貴重な文化財建造物を守り、地域の遺産として生かすための制度で、文化財保護法に規定されているものでございます。この制度のメリットは、中をある程度活用できる、そういうことができます。この制度の条件としては、建築後50年を経過していること、それから国土の歴史的景観に寄与していること、造形の規範となっていること、再現することが容易でないもの、どれか一つに該当する必要がございます。

当町と似たような事例では、本州のほうですけれども、昭和33年に建設された旧役場庁舎があり、現在は歴史資料館として活用されている事例もございます。

登録は、ハードルが高くて、現時点では不透明ではございますけれども、できる手は打っていきたくて考えてございます。芸術館は建設当初の資料が乏しいのですが、調査研究を行っていくことで、地域に親しまれている建物を残していく、そういった方策を探っていきたくて考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ご指名いただきましたので。

今、担当課長のほうから芸術館について、るる説明があったと思いますが、開館から15年を経過した現在の中で、美術作品と建物をいかに保存していくか。特に、木彫作品については、大変維持管理が非常に大事になってくる課題であると思っております。

そういった中で、芸術館のコレクションですとか、展示スペースの改善というのは、来館者の芸術鑑賞の体験を向上させていくと。工夫することによって、来館者の体験が向上するというのもございますし、特に洞爺地区の中の地域コミュニティでは、芸術館が洞爺地区の文化的な中心地というのは承知しているところでございますし、旧村の役場でもありますし、そういった点では非常に機能としてあります。さらには、小学校、中学校との連携もございます。

そういったことが必要の中で、昨日もデジタルの話がありましたけれども、例えばある一部の美術館なんかは、木彫作品をデジタル化して、ある大きい部分だけは、例えば現地でデジタルで見ても別に保存していくとか、そういったやり方もあると思っておりますので、作品は別な場所に管理して、オンラインでの展示の工夫とか、今はそういったデジタル技術も使いながら、何とか木彫作品をそこに置いて維持管理、毎年すごい金額がかかっておりますので、そ

ういったことも踏まえながら、軽減しながら模索していきたいと思ひます。

今後の動向につきましては、まずは所管の教育委員会のほうでもう少し揉んでいただいて、それと併せて、洞爺湖町の公共施設等管理計画を踏まえて、今後の方針を確認していきたいと思ひますし、今、議員おっしゃったように、時間軸を持ってある程度の期限を区切つて、そういった方向性を町民の皆様にお示しできるような取組をしてまいりたいと思ひているところでございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） では、洞爺いこいの家についてお伺ひしたいと思ひます。

洞爺地区においては、ずっと待っている施設なのだろうというふうには思ひています。小葉ですか、あの件がありまして、白紙になったと、ゼロになったということです。場所も大体あの辺に建つのかなと、このぐらいに建つのかなというような話も、こちらにいても聞こえてくるような話だったような気がします。それがゼロだということです。

これを総合管理計画で見ると、改築、建替えということになっています。建替えということになると、そんな期待を持たせて、全然、今もゼロだということになかなか得ないのかなということでのお話です。建替えということでは何年も待っているのであれば、優先順位的に、今は無理かもしれません。ただ、いろいろな事業がある中で、この辺のところは拾わなければ駄目なのではないかということでの提案です。

今回もいこいの家、70万円ほどの補正が出ています。崩れたのですね。人がいたら、けがしたかもしれないというような建物になってきました。誰が責任取るのという話になってしまうと、やっぱり持ち主になってしまいますし、いろいろな問題が出てきます。とひいて、委託者にそんな年中ずっと見張っているというふうにはいかないのだろうし、お金をかけて直すというふうにもいかないのだろうと思ひます。買ってもらえれば壊す施設になりますから、でも全然見えてこないというのは、どうしたらいいのかということなのです。

ですから、町も腹をくくつて、洞爺地区にお風呂を造るという、今の町長ではないかもしれせんけれども、町の軸としてはそういう方向で、改築ということでは提案されているわけですから、この辺のところを捉えて、優先順位を上げていくというような考えは持っていないかなという質問です。お答えいただければありがたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 洞爺いこいの家の建替えのご質問でございます。

洞爺いこいの家は、昭和58年3月に建設され、木造一部鉄骨造り、そして平屋建てで建築から既に40年が経過している建物でございます。昨年、令和4年7月に、小葉投資開発株式会社の計画が白紙となりました。その計画では、洞爺いこいの家に移転して建て替える計画となっており、洞爺湖町公共施設等総合管理計画では、この計画から現在の建替えの方向性が示されているところでございます。

ホテル洞爺サンシャインも、その計画において解体されることとなっております。計画が白紙となり、地域でも懸案となっていたホテル洞爺サンシャインの解体を先に進め、それ

に併せて、老朽化が進む洞爺いこいの家の老朽化対策として建替え等も含めた将来的な計画を立てることとしておりました。

先ほど、議員からもご指摘がございました、本年7月に浴場の天井の一部が落下し、当初想定していた以上に洞爺いこいの家の老朽化対策を早急に進めなければいけない状況になっているというところでございます。

現段階では、現在の建物を大規模改修するのではなく、洞爺湖町公共施設等総合管理計画による建替えを基本といたしますと高額な建築費用となることから、既存の公共施設の改修等も含めて検討を進めているというところでございます。

以上です。

- 議長（大西 智君） 千葉議員。
- 3番（千葉 薫君） 今のいこいの家を改修する、直して使う、建替えではないというふう  
に方向が変わったということですか。確認します。
- 議長（大西 智君） 兼村庶務課長。
- 庶務課長（兼村憲三君） まだそこまではっきりとした計画等は、現在のところは持って  
いないということです。
- 議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。
- 洞爺総合支所長（佐野大次君） 現在の洞爺いこいの家の建物を改修するというのは、現状  
の建物から難しいと判断しているところでございます。
- 議長（大西 智君） 千葉議員。
- 3番（千葉 薫君） 確認ですけれども、建替えという方向では間違いないと。建て替える  
のですね、これは。こちらの管理計画には、建替えと書いていますけれども。建て替えるの  
ですね。

その時期が、今は、給食センターの改修もありますし、西胆振の指令台が室蘭に移るのでそのまた予算もいきます、広域連合もあります。そして今度、保育所の複合施設もあります。次から次と決まっています。すぐ出せません。その中で、そういったことを踏まえていこいの家はどうするのだということを聞きたい。

これには改築となっていますけれども、なっていますけれども、今なんか改修しながらもという話もちらっとしていましたし、何年後になるのか。その辺のところもちょっと聞きたいと思います。

- 議長（大西 智君） 詳しい答弁をお願いします。

八反田副町長。

- 副町長（八反田 稔君） 今のいこいの家の関係でございますけれども、もう一度言いますと、今ある施設を、そこで建替えをするのではなくて、町の考え方としましては、隣接地なのか、もしくは下の公共施設なのか、何らかの施策を取って、維持していきたいといいましょうか、そのものをなくさないで、町としては存続していきたいと。

その中で、費用面がございまして、コンパクトに町のことをつくることを考えて、町な

かにしたほうがいいのか、今の現在地の隣接地がいいのかも含めて、町としては、実は内部で検討させていただいております。

なぜかといいますと、今、議員がおっしゃったとおり、いろいろな事業がございますけれども、うちとしては、可能であれば、今回天井が落ちてきたということもありますので、かなり時間軸を決めて前に進まなければならないというふうに考えておりますので、今は検討中だということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 委員会もありますので、その辺のところは、後からまた詰めたいと思いますけれども、建替えを現場ではしないけれども、建替えを考えていると、内部で検討しているというふうに捉えてよろしいのですね。分かりました。

では、3番目に行きます。

社会福祉協議会で発生した不祥事についてということでお話をお伺いしたいと思います。

まず、事案の経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの質問で、このたびの社会福祉協議会におけます不祥事に係る経緯、当町といたしまして、今後におけます対応も踏まえまして答弁をさせていただきます。

まずは、これまでの経過につきまして概要を簡潔にご説明いたします。

令和5年5月に、社会福祉協議会の職員が当該協議会の預金口座及び関係団体口座から不正に金銭を支出し、着服していたことが判明したところでございます。当協議会におきましては、5月以降から現在に至るまで、顧問税理士及び弁護士に所用の調査等の業務を依頼し、全容の解明と今後におけます対応について調整が進められているところでございます。

まず、当協議会に対します指導責任につきましては、北海道が処務監督庁としての責任を負いますことから、最終指導につきましては、北海道において実施されるものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） ここにも書きましたけれども、町の出先機関でもないし、町の職員がしたことでもない。そもそも社会福祉協議会というのはどういう組織なのか、お教えいただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの質問で、社会福祉協議会の組織、役割といったようなところかと思っております。

まず、どういった内容なのかということでございますが、高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス、こちらは訪問介護になります、こういった事業ですとか、配食サービスをはじめといたしまして、様々な福祉サービスを行っているほか、多様

なニーズに応えるため、多くの地域住民との協働を通じまして地域の特性を踏まえた独自の事業に取り組んでいるところでございます。

地域のボランティアと協力し、高齢者が気軽に集えるサロン活動等を推進するほか、社協のボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中学校における福祉教育の支援等のほか、さらには日本赤十字活動ですとか共同募金運動への協力など、地域の福祉活動の拠点としての役割を担っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 後から町長に最後に聞きますけれども、この協議会、人員の配置ですとか給与ですとか、何かその辺のところでは何か問題があったのか。社協というところは、その辺どういったシステムなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの社会福祉協議会におけます体制の状況と申しますか、どのような状況なのかといったところかと思えます。

まず、人員の配置について答弁させていただきます。社会福祉協議会の常勤の職員数につきましては、事務局長が1名、正規職員が4名でございます。また、洞爺支所のほうにおけます非正規職員でございますけれども、ホームヘルプ事業及びデイサービス事業に関わる嘱託職員として管理者1名、事務担当者1名、看護師1名、生活相談員兼介護職員1名、ホームヘルパーが3名、このほかパート職員としてデイサービス介護職員2名が配置されている体制となっていることにつきまして、先だって、ちょっと確認をさせていただいたところでございます。

また、今、給与の体系といった部分についてのお話がありました。こちらにつきましては、社会福祉法人内におけます定款の中で、まずは職員の給与については、しっかりと取決めがなされておりまして、給与のベースアップ、昇給につきましては、国の人勧に基づきます町のほうの昇給に準じた中で、昇給をしっかりと対応しているのだということで、内容も伺ってございます。

また、こうした中で、何か問題的なものがあったのかというようなご指摘がございましたけれども、こういった部分につきまして、局長ないし社会福祉協議会のほうから、いわゆる人員の配置ですとか給与の問題等々、仕事の云々といった部分の中で大変苦慮しているのかというような相談は、これまで特段受けてきたといったところでは、進めて行く中でいろいろ事業を円滑に行っていくための協議というのは、当然、町としても行ってきたところではございますけれども、このたびのような事案に起因するような、そういった相談事というのは、町としては一切お預かりしてこなかったといったような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 本当に何が問題であったのかと、町の捉え方。何でこんなことが何年

も続いて、隠蔽ですか、されていて、こんな大きな事件になったのか、大変残念でございます。洞爺湖町という名前が出ますから、やはり役場も本当に深い関わりがある、強い関わりがあるというふうに思っています。町のいろいろな事業も委託したり、OBが行ったりとかといういろいろな人的交流もありますし、理事をやっている方ですと、みんな当町の方々がほとんどですから、本当に驚きしかありません。

このような事件が起きた、まず町としての捉え方、どうしてこういうふうになったのか、その辺のところ町長の思いがあるのであればお聞きしたい。

それとプラスして、それを踏まえて、今後の町の取組としてどのようなことをしていくのか、町とは違う組織といえども、北海道所管の組織といえども、当町にあるそういった組織でありますから、今となつては、なくてはならない組織ですから、その辺のところの捉え方と、これからの在り方、そして町としての立場、指導のことがあるのであれば、付け加えても結構ですし、その辺のところの思いの丈をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから、このたびの社会福祉協議会の不祥事についてでございますが、この不祥事、私ども洞爺湖町にとって地域福祉を推進する中核的な団体として、正直、大変憤りを感じているところでございます。

過日、社会福祉協議会の会長、事務局長からおわびと経過報告を受けました。しかしそれも、かなりの時間が空いた後に私のほうに来ていると。そういった状況の中で、そのときには、洞爺湖町の福祉行政と密接に連携しているから、そしてまたしているのだよということ強くお話したのですけれども、そういった中で、金銭問題の早期解決はもとより、事件の全容解明も、いまだ私どものほうには正式には来ておりません。

そういったところも踏まえて、一番大事なのは、洞爺湖町に説明するだけではなくて、町民の皆さんにきちっと説明してほしいと、私はそのときに言いまして、町長に説明して、頭を下げて申し訳ないという形ではなくて、町民の皆さんに説明しなければいけないということで、ホームページ等、あるいは文書等にも依頼させていただいたところでございます。そういったところで、行政だけではなく、町民の皆様への説明責任があまりにもなさ過ぎるということで、口頭ですけれども抗議をさせていただきました。その後、ホームページ等、あるいは回覧等も出ていると承知しているところでございます。

当該協議会は、先ほど課長からありましたが、北海道が監督官庁でございますし、さらには顧問弁護士がしっかりついているという状況の中ではございますけれども、町として最大限今できることは、監査委員の皆さんにお願いして、特別監査を町独自として実施させていただく予定でございます。

そして、今後は町民への信頼回復が第一歩でありますので、当該協議会の上部団体とも連携しながら、まずは金銭問題の処理、そしてまた全容解明という条件の下で、洞爺湖町としても、例えば様々な協議会からのご提案があれば、それに対して担当課と一緒に考えながら提案をしていきたいと思っております。

今回、信頼回復というのは大変長い道のりになるかと思しますので、まずは協議会のほうに身をきれいにさせていただいて、そして私ども町としても連携して、カウンターパートとして社会福祉行政の相棒なわけですから、これがこのように不正になったということは、本当に憤りしかないので、それは町民への説明責任をしっかりと、私どもも対応、応援をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 今のところ、こんなことになりまして、町民に対して負担はいついていないのか、迷惑かかっていないのか。今後、社協に対しての関係は、今までどおりそういったお付き合いの中でお願いもしていくのか。その辺のところを確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 社協のほうから、直近では9月にある程度の全容解明と様々な形で説明報告を受けると。そしてまた情報についても、しっかり協議会のほうで押さえておきまして、それが分かり次第、当然、議員の皆様にも全員協議会等の中でお示ししていきたいと思っておりますので、まずは、金額についてもまだ確定していないという現状がございますし、今後、月内で社協のほうから正式なメディア発表もありますし、その中で踏まえていきたいと思っております。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、まずは金銭、あるいは民事、刑事のほうにも入っていかざるを得ないような事件でございますので、そういったところも含めて、ここで軽々にはお話しできませんけれども、まずは社会福祉協議会からの正式な発表を待つて、当町としても動いていきたいと思っております。

しかしながら福祉行政、本当に密接に絡んでおりますので、ある程度きれいになった段階で、こちらのほうとしてもしっかりと応援していかなければ、行政サービスの低下になりますので、そこはくみ取りながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 終わります。

○議長（大西 智君） これで、3番、千葉議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を11時25分といたします。

(午前11時12分)

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午前11時25分)

---

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番、五十嵐議員の質問を許します。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 4番、五十嵐でございます。

まず、質問に入る前に、昨日、町長の行政報告で、ユネスコの再認定の審査がモロッコで開催されているというご報告をいただきましたが、そのときに、モロッコ、地震があったところだねなんて思っていたのですが、今朝の新聞で、派遣されている職員が無事だということが確認できたということが記事に出ていましたけれども、昨日の段階でもし町長が分かっていたら、何か一言報告されたほうがよかったのかなと思ったものですから、いずれにしても、無事でいらしたことはよかったなということでございますが、冒頭ちょっと余分なことでしたけれども、そういうことがございましたので一言発言させていただきました。

それでは、質問に入ります。

まず一つ目でございますけれども、10月1日から施行される新体制（機構改革）についての質問でございます。

町長も、町政を担うようになって1年半が経過しているところでございますけれども、町の課題等を踏まえた中で、独自の政策を訴えて、当選されて、その公約実現に向けて進んでこられたと思います。この間、行政機構の改革に取り組むことが行政執行には欠かせないといったことから、機構改革に対しては早くから意向を示されていたことも、私なりに理解をしているつもりでございます。

いろいろな理由でこの10月1日という1年半後の新体制への着手という形になったのかなというふうに思っております。人事であるとか組織等は、町長の専権事項だと私も理解しておりますので、どうだこうだというつもりはございませんけれども、少なくとも、何のために機構改革をするのか、どういう目的でやるのか、そして、その結果、どういうことが期待できるのか、このことをしっかり町民の皆様にお伝えする必要があるだろうということで、今回の質問の通告をさせていただきました。

そうしたところ、1日が締切りだったものですから、後から、今回の9月の広報に組織を変えるところのあらあらの細かい説明の報道がなされていまして。それと、9月7日か8日だと思いますが、北海道新聞の記事に、多分、昨日の石川議員にお答えした内容と同じ形の記事が、多分、高橋総務部長が答えられたのだと思いますけれども、同じ内容の記事が、たしか掲載されておりました。

6月議会でいろいろな条例改正等も、この新体制をにらんでやっていたわけですから、もうちょっと早くに知らせることができたのかなというふうにも思っていますし、それがあれば、ひょっとしたら、私も今回の質問をしなかったのかもしれませんが、通告していますので、順次質問させていただきますけれども。

まず第一に、町が抱える課題を解決するためには、やっぱり行政改革が必要なのだということでありまして。昨日も、石川議員の質問にるるお答えがされていますけれども、重複するかもしれませんが、まず最初に、この町の課題をどういうふうに把握されているのか、そのことからお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） この町の課題をどう把握しているのかというご質問でございます。

課題を整理する上で、町民の声をじかに聞くことができる担当課の意見や職員のおのおの意見を丁寧に聞き取りしながら、課題を把握してきたところでございます。

その中で、大きく分けて、組織課題と行政課題の二つの課題に分けられるものというふうに考えてございます。組織課題といたしましては、職員数の減少、年齢構成のゆがみ、新しい状況や変化に対応することができない組織の硬直化、また、特定の職員が業務を長期に担当することで、ほかの職員が業務の内容を把握できなくなるなどの課題がございます。行政課題の主なものとしましては、全国的な人口減少を背景に、国の政策として進めている子ども・子育て支援、デジタル技術等を活用した取組など、対応しなければならない施策も増加しているといったところでございます。

また、当町においても、人口減少が進んでいる中、町の財政規模が大き過ぎるといったことも認識しており、地域の状況を的確に捉え、暮らし方や今の行財政運営の在り方を変えていくことが求められていると考えているところでございます。

その他の課題といたしましては、ふるさと納税をはじめとした財源確保、防災対策、移住・定住、住宅施策の一元化、洞爺地域の振興など様々ございまして、洞爺湖町が誕生した平成18年当時にはなかった課題も多く見受けられるといったところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 組織の問題、その課題の二つの種類の課題があるのだということで、この体制については、町長の公約であり、また、職員数が減っている、年齢構成のひずみや業務の偏りとかという組織上の問題も指摘されていまして、あとは、政策上の課題としての人口減による各種施策が、子育てと、それからふるさと納税等の施策をもっと強烈に進めなければ駄目だという意味での組織づくりをしているのだということは、おおむね理解をしたところでございます。

これは、課題をこういうふう認識した中での組織の改編だということで理解をして、次の質問に移ります。

それでは、この新体制が、昨日もお答えされていますけれども、特色は何なのか。そして、一番重要と位置づけているのは何か、いわゆる町長が一番これは目玉なのだと、一番力を入れているのだ、町長の肝煎りなのだという意味合いです。これはどこなのか、どういう組織なのか、このことについてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） ただいまの質問でございます。

まず初めに、特色はといったところでございますけれども、新体制での特色につきましては、関連する業務を一体的に推進できる体制を整えたということで、役割がまず明確になり、町民に分かりやすく効率的な組織になったものというふうと考えてございます。

ふるさと納税やデジタルの推進など、短期的に集中して取り組まなければいけない事業や優先的に取り組む事業の対応が可能になったのではないかなというふうに考えてございます。

一番重要と位置づけている組織はどこかといったところの部分につきましては、どの部署も重要というふうに考えてございますが、当面の課題としては、子ども・子育て担当部署であるというふうに考えてございます。現在は、子ども・子育て支援の部署が点在しておりまして、機能的な組織となっていないというのが現状でございます。

例えば子ども・子育てに関係する業務を担っている関係課は、現行では五つの課にまたがり、連携や役割、迅速な対応など難しい面がございます。今回の機構改革によりまして、健康福祉課所管の児童福祉、母子福祉、障害児福祉及び子どもの貧困、健康福祉センター所管では子育て世代包括支援センター、管理課所管では保育所及び子育て支援センター、社会教育課では放課後児童対策など、子育て世代の支援が一元化され、今後、国が進めようとしている新たな施策にも対応できる体制が取れるものというふうに考えてございます。

また、様々な施策を進め、地域の活性化を図るためには、各産業関係の部署も重要な位置づけというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 新聞等の報道、また9月の広報でも、今回の改編についての重要というか、特に説明をしたい部分の課について載せてございました。

私も、多分、今からお話しします四つが中心なのかなというふうに思っていますが、まず第一は、人口減による新たな施策として、やはり子育ての支援が重要な施策の一つになるという意味合いから、子育て支援課というものを新たに新設するというこの意味合い。

それから、私は、物事を行政の推進をする上で企画課というのがありましたけれども、本当に業務等全般を企画する部署があまり見受けられないかなという気がしていましたけれども、それに代わる形かどうかは定かではありませんけれども、政策推進課も私は一つポイントの課になるのではないかなというふうに見ておりました。

それと、観光振興課の中にジオパークと縄文の世界遺産の部分のを室として取り入れた。観光のほうの結びつけを強く持たせようという意味合いが強くて観光の中に入れたのかなとは思いますが、これも一つ、取組としては当たっているのかなという気がいたします。

それから、総合支所からの農業振興課が経済部のほうに移行するということでもあります。ちょっと中途半端な部署で、いろいろなことに関わらなければいけない庶務課が、地域振興課として新たにスタートするわけですが、仕事の中身はそんなに変わらないかもしれませんが、洞爺地区の独自の施策等も考えるセクションにするのだという意味合いで、今回はこの独自の施策はどんなことを考えているのかを聞こうと思ったのですが、今回はちょっと聞かずに次回にしたいと思っておりますけれども。

ただ、1点、洞爺地区の地域振興課が、前からも申し上げたことがあるかと思いますが、独立した予算を持っていないというか、持っている部分もあるのですが、よく決算や予算で

説明のときに、重複して観光課の中の一部として説明されたり、要するに、予算が中に入り込んでいたりする部分が幾つかありますので、最後に町長にも予算のことについても聞こうと思っていますけれども、明確に今後、総合支所にできる地域振興課が今までとは別に、少なくとも新年度からは、独自の予算立てになるのかどうか、この辺も、通告していませんので、後で総括の中でいいです。この件は、後でまとめて、町長にお答えいただければいいと思います。

この4点が重要ポイントだというふうに私は認識しましたがけれども、このことについて、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 昨日のご質問の続きからそうなのですけれども、今回、議員がご指摘いただきました4点が、町として期待できる、これから進めていく主な担当課になるのかな、重要な課になるのかなというふうに思っているところでございます。

効果の部分の期待できる部分に関しましてお話をさせていただきますと、新たに創設される課の視点からお答えさせていただきたいなと思います。

子育て支援課の創設によりまして、妊娠期から子育て期に至るまで、一貫性を持って子育て支援に切れ目が生じないように、子どもを中心としたつながりを持てる環境が整うというふうに考えてございます。また、子育て支援課を健康福祉センター「さわやか」に設置しまして、児童福祉の申込みや保育所の入所手続など、一括して行うことができる、また健康福祉課もセンターに移すことで、複雑な相談内容にも包括的に対応できるものというふうに思っております。

政策推進課の創設によりまして、ふるさと納税など、集中して取り組むことが可能となりまして、移住・定住等の取組内容などから、同一の課で事業を展開することが町の魅力も発信され、相乗効果や子育て世代の定住と若い世代の転出の抑制が期待できるのかなというふうに思っているところでございます。

また、自治体におけるデジタル化など、遅れを取っている状況にあるということから、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化が図られ、行政サービスのさらなる向上が期待できるものというふうに考えてございます。

そのほか、各産業部門の総合的な連携による振興、住宅業務の一元化で、住宅政策の効率化、教育委員会においては、保育業務、放課後児童クラブの事務委任を解くことで、教育、芸術及び文化の振興など、さらに積極的に推進することが期待できるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 3番目の質問で、今答弁いただいた効果については、町長から直接お聞きしたいなと思っていましたけれども、再度、質問させていただきますが、新体制で、もちろん課題解決に向けての組織替えでございますし、公約等、町長が目指す政策がより実

現に近づくように体制を整えるということですので、その中で、既存のそのまま同じ業務をする課も当然残るわけですので、そこをないがしろにするわけではありませんが、特に新設したりした、要するに注目をするというか、期待するという部分で、町長が効果を一番期待したい、どんな効果を期待するのかという部分を町長自らのお言葉でお話をいただきたいということ。

それから、10月1日に向けて、担当の課長も決まっていますし、その組織に所属する職員の皆さんも、もう内示が出ているということで、それに準じ備えていくことになろうかと思えます。

昨日の質疑の中にもございましたし、課題の中で、硬直化している、適材適所であるべきだとか、スキルアップにしていけないと住民の多様なニーズに応えられない等のやり取りがございました。組織という箱をつくっても、中に入る職員の活躍というか、努力いかんによって、組織が生きるかどうかということになるわけで、組織という形をつくっても、しよせん仕事をするのは人間ですので、その方々にしっかり頑張っていただかなければならないとは思っています。

そして、先ほど言いました硬直化、長く同じセクションにいる、昔はよくジョブローテーションなどという、いろいろなところを代わってもらう方がいいのだというふうに、適材適所とかというふうにも言っていましたけれども、見方を変えたら、それぞれ人間個性がございましたので、何事にも新しい部署で挑戦してみたいというふうに思われる方もいると思いますし、その方については、数年で部署が変わるのもやぶさかではありませんけれども、慣れた仕事で住民の皆さんに応えること、実直に仕事することが、自分の役割で自分に合っているというふうに思う方もいらっしゃるのではないか。

基本的に、先ほど言いましたジョブローテーションとか適材適所というのは、管理する側の気持ちというか、管理者側から見たものであって、職員側から見たら全てがそういう感じで捉えていいのかなとちょっと思ったものですから、方向としてはそういう方向に進まなければいけないと思いますが、一人一人の個性を重んじていただいて、もう少し温かさのある人事であってほしいなど、組織替えであってほしいなどということは、これはお願いですが、そのこともお伝えしておきたいということです。

もう1点、先ほど予算のことを言いましたけれども、年度途中での組織替えですから、今までの3月に立てた新年度予算、半年たっていますけれども、組織が変わらずにそのまま予算を使えるところはいいですが、新設されたところの使う予算というのは、どこからどう捻出して、その予算替えは行うのかどうか。10月以降の補正で新しい課が補正するには、元の原資がなかったらできないような気がしたものですから、余計な心配かもしれませんが、予算上の問題が出てこないのかなというのがちょっと気になったものですから、その件についてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 新設の課も10月1日以降でございますので、既存の予算の執行

から、10月新体制の予算振替のほうも、財務会計上してまいりたいというふうに思っています。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、昨日も1番議員のほうからございましたし、あれですけれども、若干重複するところがありますけれども、今回、官であろうが民であろうが、組織がしっかり機能していくためには、今お話ありましたように、第一義的には人であると思っておりますし、また、本町の役場でいけば、職員であると思っております。

そういった中で、人を大切にすることはやる気を高め、組織として最大の成果を上げていく扉だと感じておりますし、その中で、先ほど部長のほうからもお話ありましたが、職員の減少ですとか年齢構成、2000年噴火の後の様々な形の中で、職員のいわゆる構成のいびつの変化というのがございました。また、業務の偏りですとか、特に今まではグループ制ということで、意外とリスポンシビリティ、責任が曖昧であったところをもう一度原点に戻って係制に持っていこうといったところもございます。そういった点で、責任の不在、ある程度曖昧なところ、不明確なところをクリアにしていこうといった考えで、今回、組織改編をさせていただいたところでございます。

さらには、昨日も答弁をさせていただいたところで、業務のいわゆる属人化という、一人の方がそのままその業務を続けていくということで、先ほど優しい人事ということでございましたけれども、まさしくそうなのでございますけれども、その人が例えば観光振興課にいて、もしその人が逆に水産業関係に行ったり、あるいは農業のほうに行って、そこでもまたスキルアップする場合がありますし、組織の中で行ったときに、いみじくもおっしゃいましたけれどもジョブローテーション、これは官であろうが民であろうが、ある程度の年限のジョブローテーションというのは必要であろうかと思えます。

ただ、例えばもう退職1年とか2年とか、そういったところで急に大きな変化をするということではなくて、初級であろうとか中堅であろうとか、あるいは退職、公務員の皆さんというのは退職に対して一つの時間軸というので捉えていらっしゃるし、それはどこの会社でも組織でもそうだと思うのですけれども、そういったものに対して属人化の弊害が非常にあるということで考えておりますので、そのバランスを考えながら、例えば10年あるのであれば、2年、3年行っていただいて、また新しい自分を見つけていただく。

そして一番大事なことは、その業務にずっといることよって、本来そこで学んでいろいろな形で共有していくことなのかなと。特に安全関係、危機管理の部分については、いろいろご批判もありましたけれども、何度か変えさせていただきました。これはやはり、一つのところで危機管理をするだけではなくて、いろいろな形で情報共有をしていこうと。

ある面では、東川町なんかもそうですけれども、スーパー公務員をつくってはいけないと、そういった一方の考えもあります。もうその人だけに頼ってしまうと。そうではなくて、いろいろな部署を経験しながら、ゼネラリストでやっていく。それには当然、今、議員おっ

しゃったような、年齢構成によつての異動というのはあろうかと思つているところでございます。

また今回、様々な特色の中で、部長のほうからありましたが、子育て支援ですとか地域振興、そしてまた観光振興についても、これはユネスコという一つのくくりの中で持つていければ、職員だけではなくて、対外的に町民の皆さん、地域の皆さんが、一方では縄文、ユネスコをやっているよね、でも一方ではジオパークだよねということで、非常に混乱しているというのも観光業者から、あるいは実際に洞爺湖町を訪れている人たちからも言われているのは現実でございます。

そういった点で、一つここは、知る、行く、保存ということでございますけれども、守るという点では教育委員会のほうでしっかりとグリップしていただいて、ただ、知る、行くという面に関しては観光振興、今回の新しい室の中で対応して、同じユネスコのくくりの中ですから、ジオパークの中に北海道・北東北縄文遺跡群のサイトがあるという重複しているところで、そこで費用対効果を考えながらアドバイズメント、宣伝をしていければなど思つているところでございます。

あと、予算の関係がございました。これについては、担当課長のほうからありましたけれども、またさらに一歩進んで、洞爺の地域振興課のほうは独立した予算ということでございますので、そういった点も、今後様々な議論の中で、まずは10月に立ち上げさせていただいて、その中で用意ドンとスタートして、それが百点満点ということではございません。そういった点で修正しながら進めてまいりたいと思つます。

部課長会議におきましては、新しい部署もできます。ただ、名称は変更しなくても役割分担が変わっている場所もありますので、そういった点で、幹部職員の皆様には新しい部署、そしてまた名称は変わっていないですけれども、役割分担が変わった中でしっかりと所属する部課、強い責任感と使命感でまずはスタートしてほしということでございます。

今後いろいろ様々な課題が出てきた中で、一般質問、あるいは委員会の中でもご指導いただければと思つます。まずは、このたび、いろいろな準備をかけた中でスタートさせていただきますので、ぜひご理解いただきたいと思つます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 冒頭申し上げましたように、町長の人事は専権事項ですから、それに私は文句をつけたり、異論を唱えたりしているわけではありません。どういう目的で、どういう効果を期待して、それを町民の皆さんに知ってもらうことが大事だという観点から質問させていただいておりますので、十分私なりに理解をしているつもりでございますし、各課の説明を受けて、その役割が確かに町長が目指す施策に合致しているのだらうなという理解を深めたところでもございます。

ちょっと人事の関係で優しさということを言いましたのは、町長が就任以来、各一人一人に面談をして、どういう面談をしたか中身は分かりませんが、希望する職種を聞いた

のか、将来どういう役場で自分は活躍したいのかというのを聞いたのか、その中身は分かりませんが、そういうことを聞いた中で判断をして、どこの部署に所属したらいいのかというのでも考えられたと思います。その一環の中で、その一人一人の気持ちを大事に、温かさを持ってほしいと言ったことですので、全体的な人事云々については、先ほど言いましたように、ジョブローテーション等々の考え方がごく一般的だとは思いますが、心の片隅にでも温かみを持つことのほうが、町長ご本人としてもよろしいのかなと思って、厳しさは必要ですが、優しさもあっていいのかなと思って、ちょっと余計なことをお話しさせていただきました。

次の質問に移りますけれども……。

○議長（大西 智君） 2件目に入りますか。

それでは、ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時56分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

午前中、4番、五十嵐議員の通告の1件目が終了しております。通告の2件目から入りたいと思います。

五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それでは、2番目の項目の質問に移らせていただきます。

当町に交付される2023年度普通交付税についてでございます。

この質問は、先日、8月の新聞記事の中で公表されたということで見えておりましたら、当町の交付税が前年比3.2%減になったということで、交付税に依存する率の高い当町にとって、ちょっと大きな問題になるのかなということの心配の中から質問させていただくことにいたしました。

財政ということになりますと、複雑な要素が多いものですから、なかなか理解しづらい部分もございますが、レクチャーを受けるというような立場で質問させていただきますので、もし私のほうで間違ったようなことがございましたら、遠慮なくご指摘をいただければ幸いに存じます。

当町に交付される普通交付税が、今回は臨時財政対策債を合算して2023年度30億1,271万円、前年比3.2%の減ということで公表されました。管内を見ますと、安平町がちょっと多く減額になっていて、これは復興がある程度落ち着いたということなのだと思いますし、厚真町については、今後まだ復興のための財源が必要ということで、多く手当をされているようでございます。あとは、減ったところでは、登別市と当町が3%ぐらいずつ減額になっておりますけれども、あとはそんなに大きく変化のない状況のようでございます。

そこで、まず最初に、交付税の中に臨時財政対策債を合算してあるというのはどういうことなのかのご説明と、前年比3.2%減になった要因について、まずお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 令和5年度普通交付税のことでご質問だと思います。

まず、令和5年度普通交付税の決定額につきましては、臨時財政対策債を含んで30億1,271万円となりまして、前年から見て9,815万円減の、今説明いただきましたとおり3.2%の減となったところでございます。

まず、普通交付税につきましては、基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた財源不足が国から交付されるものでございまして、町の歳入の約半分、令和4年度の決算状況で申しますと45.4%の財源となっております。

その前に、臨時財政対策債を含んでということで、報道のほうはされておりますけれども、臨時財政対策債について、改めてこういうものだというのを説明させていただきます。

臨時財政対策債につきましては、地方債の一種でございまして、国の地方交付税特別会計で財源が不足し、本来、国が地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、地方公共団体が自ら地方債を発行させる制度となっております。この制度導入の背景なのですけれども、交付税の財源につきましては、所得税、酒税、国税の一定割合を財源とすることがあらかじめ地方交付税法で定められております。

しかし、この制度の欠点としては、景気、消費の動向によっては地方交付税の原資が大きく減ることも変動することも考えられます。こうした制度的な欠点に対処するため、国におきましては、昭和50年度以降、財源が不足する場合には、交付税の特別会計で国債を発行して、いわゆる赤字国債ですけれども、交付税の穴埋め補填をして交付をしてきましたけれども、年々国の国債の残高も相当右肩上がり伸びていったのが問題視されて、交付税は財源不足のまま地方には交付して、その不足した分は地方債で発行して、穴埋めしていいよと。その代わり、臨時財政対策債として地方が発行した分は、翌年度、借金ですから、当然返さなければいけないものですから、返した額については、翌年度以降の交付税において、全額交付税算定しますよということで、普通交付税と臨時財政対策債は一体として普通交付税とするという考え方に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 理解をさせていただきました。つまり、交付税で措置できない部分があるので、その部分は臨時財政対策債として、借金をする形にはなるけれども、その分は補償しましょうと、借金してくださいということだと思います。翌年、その分が全額交付税措置をされるということですが、借金をすることには間違いないので、国も財政上厳しさの中から、地方にとっては全額いただいたほうがいいのですが、うまいこと考えたなどというような仕組みかなというふうに理解をいたしました。

そこで、含む部分というのはどれくらいだったのかのと、3.2%の減額の理由だけ、もう一回お尋ねします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） まず、臨時財政対策債につきましては、令和5年度の当初予算では5,000万円を見ていたところですが、今回、9月の補正予算においても計上させてもらっていますけれども、今回決定された臨時財政対策債の交付実績額につきましては5,000万円の予算に対しまして1,996万9,000円が国から許可される発行額でございます。

それから、3.2%の減の要因ですけれども、基準財政収入額におきまして5,190万1,000円がプラスとなっております。

プラスの内訳でございますけれども、市町村民税の個人の所得割で1,440万円の増、それから固定資産税が1,100万円の増、たばこ税が510万円の増、それから地方消費税交付金が約2,100万円の増で、基準財政収入額が増えたためであります。

それから、基準財政需要額のほうですけれども、こちらにつきましては1億300万円ほどが減額になっております。

先ほど、ほかの団体、安平町とかいろいろ、ちょっと紹介していただきましたけれども、その中でなぜ洞爺湖町は減っているのだということなのですが、普通交付税の需要の算定に当たっては、消防費だとか学校費だとか、様々な算定項目があるのですが、その中のその他の土木費という項目がございまして、こちらが前年度の交付から見て9,000万円が実績として減額されております。

その他の土木費はどういうものなのかというと、公営住宅の家賃補助が交付税で措置されている分がありまして、専門的なお話になるのですが、平成8年に公営住宅法が改正されまして、民間だと、例えば同じ建物で家賃相場8万円だとしますと、公営住宅の場合は所得とかによりますので、例えばその方の所得によって家賃が2万円だとした場合に、民間との差額が6万円生じるのですけれども、6万円の2分の1、それから3の2をそれぞれ国の家賃補助対策として交付税の中で見ますよという期間がございまして、その期間が10年、市町村自ら土地を購入して建てた場合については20年間、それから建替えをした場合については10年間といった交付税措置が令和5年度におきまして9,000万円減額されております。それがその他の土木費において減額した要因であります。

それから、もう一つ大きなものとしては、社会福祉費、公立保育所の在籍人数も交付税で算定されるのですが、これが前年の措置者数、入所児童数が138人から122人に減ったと、そういったもろもろのものを含めて4,070万円ほどが社会福祉費という算定項目の中で減額されております。

それらを合わせて、トータル前年から見て3.2%の減となったところでございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） いろいろ複雑な計算式の中から成り立っているのだなということを改めて、その部分は理解をいたしました。

次の質問は今のことと関係してきますが、藤岡課長がおっしゃったように、不足額というのが交付税として措置されるということでございますが、それが今までのお話しされていたように、基準財政需要額と基準財政収入額の差額、要するに、私の理解ですが、必要とする財源から入るだろう収入を差し引いて、財源として不足部分を国が見ようという部分が交付税だと思います、簡単に言いますと。3月に立てた令和5年度の予算の普通交付税の部分は、今回交付される額とそう違っては、前年とは3.2%あれですけれども、予算立てをした金額に比べてそう差異がなく、ほぼ同額ぐらいの、今差額が出た原因をお話しされましたけれども、当初予算に比べたら、財政課としてはもう満点をあげてもいいぐらいの見積りではないかなと私は理解したのですが。

そこで、そのとおりで間違いないのかということと、今、需要額と収入額の簡単な説明をいただきましたけれども、もう一度、時間の関係もありますので、細かいところまでは無理だと思いますが、需要額というのはどういう計算で成り立つのか、収入額はどうやって計算されるのか。

それと、将来に向けての基準需要額と収入額は、将来どんな方向に進むのか、もし予想ができれば、そのことについてもお話を伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 今回、令和5年度の交付実績、予算との乖離ですけれども、予算を組むとき、少し余裕を持った中で予算は組むようにいつもしております。考え方としては、11月ぐらいに地方財政計画の概要というのが総務省から公表されて、財政課としては、その資料を基に来年度交付される交付税のおおよその傾向を見ながら、それぞれ洞爺湖町の事情をどの程度加味するかということで予算は組んでいるつもりですけれども、今回の場合でいいますと、30億円を見ていたところ、30億円を若干割ってしまいました。そちらについては、減額補正のほうを9月の補正予算のほうで計上させていただいております。

それから、収入と需要の決まり方はどういった計算方法でということなのですが、その前に、普通交付税につきましては、先ほどと同じことになるかもしれないのですが、全ての地方自治体が基本的には同じ行政サービスを提供するため、財源格差を調整する制度でございます。その上で、人口だとか面積だとかといった測定単位をベースに、これに補正係数、それから単位費用が毎年調整されて、個別の地方団体へ交付されるような仕組み、ミクロというのですかね、になっております。それから、特別交付税というのもあって、割合については、普通交付税が特別交付税の94%、それから特別交付税が6%の割合で、これを二つ合わせて特別交付税と申しております。

それから、もう少し収入と需要の関係を申しますと、収入については、税収がベースになります。基準財政収入額は、洞爺湖町の町税の75%、100%ではなく、7割5分が基準財政収入額のほうにカウントされます。これにプラスして、地方譲与税だとか地方消費税交付金ですとかといったものが収入の中に含まれて、当町の場合でいいますと11億3,700万円ほどが基準財政収入額となっております。

それから、基準財政需要額なのですけれども、こちらについては、先ほどの繰り返しになりますが、消防費から始まり、道路橋梁費、港湾都市計画だとか公園だとか学校だとか、高齢者福祉、清掃費、農業、林業、商工というような様々な項目に単位費用と言われるベースとなるものがあって、それにそれぞれの市町村の実情に応じた測定単位、それから補正係数といったものを掛けて需要のほうは決まる仕組みになっております。

それから、今後の交付税の見込み、増えるのかどうかということなのですけれども、まず、増えるのかどうか、これも簡単ではなく非常に難しいのですけれども、まず言えることは、交付税の需要の算定で用いる測定単位が、国勢調査の人口測定単位がベースになっているものが多いです。当町の場合は、交付税で使っている人口が令和2年の国調で8,442人という測定単位で算定のほうをしております。次の国調が令和7年に国勢調査がありますので、令和8年度以降は新たな国勢調査人口によって需要のほうの計算もされますので、落ちる要素も多分にあると思います。

ただ、日本社会全体の中で人口がどんどん減少していますから、国のほうの交付税算定も、恐らく日本社会全体の人口減少を加味した中での新たな算定方法といったものも恐らく検討されてくるだろうというふうに思いますので、一概には減るといえることも言えないのかなと思います。

それぞれ時代に合った課題といいますか、例えば国のほうで、今、DX、DXと言っておりますけれども、実際、交付税も令和4年度、5年度で、新たな普通交付税の需要の項目として地域デジタル社会推進費といった新たな項目も設けて、これも交付税の中に、例えば当町の場合でいきますと、今年度6,500万円ほどが需要の中にDX関連というのですかね、デジタル推進費として措置されているものもありますので、こういった時代の対応に合わせた中で、新たな費目というのも今後ご追加されてくるかもしれませんので、そういったことでちょっと複雑な要素も絡んだ中での交付税の算定になるというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 簡単なものでないことは理解できました。

いろいろな要素を絡みながら、需要額と収入額が決定された後の差額が交付税だという形でございます。

何せ財源の45%ほどを頼っている当町の財源でございますので、交付税が増えたほうがいいのかと単純に思ったときに、需要額と収入額の差額であるのであれば、どちらかが多くて、どちらかが少なくなれば差額が出てくるので、待てよ、需要額が多くて収入額が減ったら差額が増えるから交付税がたくさんいただけるのかななどと簡単に足し算、引き算でできるものではないということも重々分かりながら、人口が増えないとなかなか交付税も増える要素が少ないという中で、ばかげた質問といったら変ですが、交付税が増えないのかなと単純に思ったものですから、3番目に質問させていただいているのですが。

例えば税収が増えて収入額が増えることによって差額が縮まれば交付税が少なくなる、それは収入が増えているからいいのかと理解すればいいのだと思いますが、単純に交付税が

増えればいいというのではなくて、中身がどういう状態で増える、減ったということを考えないと、簡単ではないのだなということを改めて勉強させていただいたような状況なのですけれども、簡単に増加はしないと思いますけれども、先ほど言った、人口1人当たりには交付税として措置される金額も含めて、今の現状で大体幾らぐらいが交付税として措置されているということが分かると、人口の増減がどれほど交付税に影響するのかというのは分かるかと思えます。

もちろん人口増、下道町長もこの先の体制の中で何とか人口減を食い止めようという施策が十分にできた体制づくりだと思いますので、簡単には人口増にはなりません、交付税措置という意味でも、少なくとも人口減少を極力抑える、増えるのは難しいのであれば、現状維持ないしは少ない減少で済ますということの努力が必要かなというふうに考えるわけですが、その辺の増加の可能性みたいなものに含めて、簡単に結構ですが、お話いただければと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 交付税の測定単位の中で、人口が占めるベースが非常に大きいという話はさせてもらいましたけれども、先ほど申しましたとおり、国勢調査の人口8,442人が交付税の算定であります。これを単純に需要額で割ると1人当たり30万円から40万円の額になろうかと。四十何万円ぐらいになるのですかね。ここは単純に割っただけですけれども、恐らく人口1人当たりそれぐらいの行政サービスを提供するために必要な経費ということになります。

1人当たりが30万円から40万円ですから、国調で5年に一回ごとに800人から1,000人ぐらいの人口が減るので、これを単純に800人掛ける30万円だとすると、需要だけで2億4,000万円ほどが減額されると、単純計算ですけれども、実際にはそうはならないのですけれども、そういったような計算ができますので、恐らく状況としては非常に厳しいかなというところでもあります。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございましたように、先ほど課長のほうからありましたけれども、国勢調査の大きな枠組みが人口の割合等になってきている中では、今後の交付税の見通しですけれども、重複するところがございますが、基準財政需要額の算定が様々な形になっておりますし、測定単位が大元は国勢調査の人口になってくると思いますが、今後の人口推移を見ますと、やはり大変厳しいのかなということで、普通交付税の増額を期待するということは大変難しいです。

姉妹都市の箱根町とはいろいろ連携していますが、不交付団体ということです。北海道は定期的に永田町霞ヶ関に行きますけれども、意外と不交付団体はそちらにあまり行かないという形ですので、そういった点では、例えば洞爺湖町であれば入湯税ですとか、交付税というのは、基本的には国からの仕送りで頑張れということですので、そういった点を考えると、今回の場合は基準収入額がある程度上がってきて、さらには費用額が下がったという差額の

中でこういった3.2%ということですので、今後はできるだけ、例えば道内ですと泊村もありますけれども、そこまで全然及びもつきませんけれども、人口減少の中で稼げる行政ということで考えていかなければいけないと。

そういった面では、このたび政策推進課にしても、ふるさと納税にしても、あるいは今や観光客も戻ってきておりますので、そういった入湯税ですとかといったところの財源、さらにはそうすることによって町税も上がってくるかと思えますし、ぜひ、基準収入額のほうは大きな指標でございますので、企業でいえばPS、あるいはバランスシートの中でも収入額の一つになりますので、そこはきちっと注目、フォーカスしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それでは、次の質問に移ります。

生成AIチャットGPTへの対応についてでございます。

人工知能の活用の件でございます。このITといいますか、この世界の目まぐるしい発展は、目を見張るようなことがございます。私も、かつて電算と言ったらもう古い言葉になりますが、関わったことがあったのですが、このようなことが起きるとは想像だにできなかったことが今現実として起きている。これは科学技術、いわゆる半導体等も含めて、情報を大量に保存といいますか、ためておけることと、アクセスする、いわゆる通信技術の発展によってもたらされた技術、もちろんAIというソフトを開発することも大事でしょうけれども、ベースに莫大な情報量と通信速度の改善というのが前提としてあるのだろうというふうに理解をしております。

今後ますます便利になるAIのチャットGPTについて、多様なニーズ、住民サービスを向上するためにいろいろな要望もあるでしょう。そういったものに対応する。あと、人手に関しても、業務は増えるけれども人が増やせないような状況の中で、やはりこういったチャットAIを駆使した業務の遂行が今後求められるということが考えられる。

そんな中であって、庁舎内でこの活用についての議論が始まっているのではないかと想像しますが、現状についてまずお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまのご質問、庁舎内において議論は始まっているのかというところなのですが、現時点におきまして、生成AIの具体的な議論については、まだ始まってはいないところですが、生成AIの登場によりまして、人々の生活や仕事が大きく変わることが予想されております。

議員ご指摘のとおり、人手不足や業務の多様化への対応を生成AIによって補うことで行政の質を維持することにもつながると認識しておりますので、今後は新設される政策推進課におきまして内容を精査して、庁内部課長で構成されるDX推進委員会並びに各課のDX推進委員で構成される検討会議におきまして、有用性や活用方法、またメリット、デメリット

などについても十分協議したいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ある自治体では、もう実証実験に入っている自治体もあるようでして、もともとある情報からしか取り出せないAIの技術ですので、クリエイティブなものを新しくつくり上げるということではなくて、あらゆる情報の中からの確かなものを拾い出すという、優れた速さの能力のあるチャットGPTだと思います。

それで、どんなことに活用されているかというのを見てみましたら、いわゆる議事録の整理であるとか、もうデータとしてあるものをやるわけですから、それから広報紙の構成、それから、いろいろな事業に対して先進地の事例の活用というのでしょうか、そういったアイデアの募集等に活用している実証実験としてやっている自治体もあるというふうに聞いております。また、ふるさと納税の窓口として、自動等のシステムにチャットを使っているというところも出てきているようでございます。当町もふるさと納税に力を入れている新しく推進室というのができるわけですから、その辺についても十分考慮した中で進めていただきたいということを思います。

次の質問に移りますけれども、一方で、まだルールや何かがきちっと決まっていな中で、前のめり過ぎてもどうかというようなこともありますので、先ほど、野呂課長がおっしゃっていたように、デメリット等も十分判断した中で、社内的なルールづくりであったり運用のマニュアルだったりとか、その辺も整備しながら進めていかなければならないのかなというふうに思います。情報流出だとか著作権とか、いろいろな情報を引っ張ってきますので、あらゆる問題が出てきようかと思えます。その辺をしっかりと整理していかないと駄目だと思いますが、やはりメリットを考えたときに、これはもう必要不可欠、将来的には導入する形を取るべきだろうなど、私は個人的に考えてはおりますので、その辺、デメリットを十分考慮した中でメリットを十分に生かす形で進めていってはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまのご質問で、メリットを生かして活用してはどうかというお話です。

まず、生成AIを使うことによって、導入することで様々な業務や活動を自動化できる可能性があります。これによって、人間の時間と労力を節約して、人間の能力を超えた大量の業務を瞬時に行うことができるということになっております。

具体的に、AIの導入でどのようなメリットがあるかというところで幾つか挙げさせていただきますが、まず、業務効率化による労働力不足の解消、また生産性の向上、ミスや事故の減少と安全性の向上、人件費などのコスト削減、市場ニーズを把握し顧客満足度を向上させる、このようなメリットがありますので、それらメリットを活用することは業務において十分有用的と考えておりますので、このメリットを生かすということは十分考えられるとい

うこととございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） その方向で進めていっていただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げたと思いますが、既存の情報の集積にしかすぎませんので、情報の取り方によっては、中身に不具合があったり適していないものがあったり、その辺の検証をしっかりとしないと駄目ですよという注意警鐘もする方もいらっしゃるようでありますので、逆にいうデメリットの部分ですね、その辺をしっかりと把握した中で進めていっていただきたいというふうに思います。

この分野は、町長も得意な分野だと思しますので、最後にこの取組についての意気込みをお話しいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ご指摘ありがとうございます。

実は、私個人では自分のPCで今年の初めから無料のチャットGPT、私的な政策勉強会で既に使わせてもらっております。オープンAIという形ですけども。本当にチャットGPTが登場して、今後、行政の世界だけではなくて、様々な世界でがらりと変わってくるのかなと。

特に、情報収集分析がその一つでございますけれども、チャットGPTによる情報収集がこれまでと違うというのは、本来、例えばGoogleとかをググって、知りたいことだけは羅列して出てきますけれども、チャットGPTについては、さらにそこからひねってしまして、例えば洞爺湖観光について旅行者が見ると、Googleで検索したときには、洞爺湖観光だけ羅列して、例えば中島がありますよ、有珠山がありますよとかになるのですが、チャットGPTを使って洞爺湖を効率よく観光したいと逆にひねっていくと、Googleではレスポンスはないのですけれども、チャットGPTですと、例えばインターネット上での観光客のレビューや評判を調べることで、ほかの訪問者の体験から学べますよと。おすすめの場所や活動を見つけることができまして、レスポンスが2秒、3秒で出てくるすごいものなのですよ。そういった点では、利用価値は非常に高いと思います。

ご案内のとおり、当別町なんかは既にチャットGPTについて様々な工夫をしておりますし、北海道179自治体の中でも1割から2割は、チャットGPT、あるいはAIの生成についてコラボしながら進めていくということをおっしゃっている首長もたくさんおりますので、そういった点では遅れてはいけないのかなと思っているところです。

1996年のときにWindows95という形で、あの当時はこんなものかと思ったのが、今やネットを通さないと生きていけないというのですか、特に民間企業なんかは、あと、行政も必ずホームページがあるといった状況になっておりますので、AIテクノロジーの活用は重点的に進めていかなければいけないと思っているところです。

ただ一方、議員ご指摘のとおり、機能を正しく使用するだけではなくて、そこに個人情報、

プライバシーの関係も出てまいりますので、そういったところも含めて、職員の研修等十分に行いながら、新しい課の下、旗振りの中で私どもも進めてまいりたいと思っ

ているところ  
です。  
以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 以上で終わります。

○議長（大西 智君） これで、4番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を1時50分といたします。

（午後 1時41分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時50分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番、小林議員の質問を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 2番、日本共産党の小林真奈美です。

今日は2回目の一般質問になるのですけれども、全然1回目と変わらず緊張しております。よろしく願います。また、傍聴の皆さん来ていただいてどうもありがとうございます。

それでは、大きく3点あるのですけれども、最初に、令和5年度教育委員会の点検・評価について伺いたいと思います。

令和4年度の事業が対象になっていて、27の事業について自己評価されている資料が私の手元に届きまして、それに対して3名の洞爺湖町教育委員会行政評価委員によって、事業ごとの意見、提言と全体総括が記載されていました。

行政評価委員総括意見の中では、「コロナ感染症が治まらない中での事業展開であり、一部は中止を余儀なくされた事務事業もあるが、今後は通常に戻っていくものと期待している」とありました。

私も同じように期待をしているところなのですけれども、洞爺湖町に移住している子育て世帯の方に、「なぜ洞爺湖町に移住してきたのか」ということを聞いたことがあります。その方は、「湖があり自然豊かな景色、ここに住みたい」と。そしてさらに、「ここで子育てをしたいと思いました」と私に話してくれました。

先ほどからも、少子高齢化で人口減少が進む洞爺湖町ですけれども、洞爺湖町に魅力を感じて移り住んでいるこの人の言葉、まだほかにもいらっしゃると思うのですけれども、そういう言葉に、洞爺湖町の未来を私は感じています。洞爺湖町の持続可能なまちづくりは、私は人づくり、先ほどの機構改革でもありましたけれども、人材の育成が重要なポイントになるのではないかと思います。

そして、その中でも学校、学校は人づくりの拠点となるとっても大事な場所であると思います。学校教育環境の充実が求められています。洞爺湖町の子どもたちが笑顔で学ぶことのできる環境、保護者が安心して子どもを送り出し、笑顔で帰りを迎えられる環境、教師が子どもたちのために子どもたちとの触れ合いを大事にしながら、職場の仲間と学び合いながら教師としての力量を高められる職場環境づくり、そういうのが必要ではないかなと思います。

最近言われている学力向上、体力向上、伊達市の小2の女子の死亡の原因にも、ちらりと漏れ聞こえてくるのは、体力テストの練習をしていたということもちらりと聞こえてきましたけれども、その学校の点数を上げていくということに、学力向上も体力向上も大事です、大事だと思うのですが、伸び伸びと人と比べられることなく学び合える環境づくりが必要だと思っています。

そこで最初に、不登校児童生徒の対応について伺いたいと思うのですが、不登校とはどういう定義かといいますと、文部科学省では「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」となっています。

昨年の文部科学省の調査では、不登校の児童生徒が過去最高の24万人を超える人数になっています。北海道でも、児童生徒数が減少している中でも、不登校の数は増加している現状です。特に中学校では、前年度よりも1,000人以上の増加となっています。1,000人当たりに対する不登校者の数として、小学校は13.9人に対し、中学校は何と60.4人になっているのです。

そこで、教育委員会にお伺いしますが、町内の小中学校の児童生徒400人ちょっとなのですから、不登校児童生徒の人数は何人でしょうか。また、教育委員会として各学校への支援の具体的な内容があれば伺いたいと思います。お願いします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 30日以上長期欠席児童生徒の人数につきましては、本年7月末現在でございますけれども、小学校で2名、中学校で9名となっております。

教育委員会といたしまして、これら学校へ支援している内容につきましては、教育指導専門員による「あぶた読書の家」での生徒対応や学校訪問による現場の実態や状況を踏まえた助言、Q U検査の実施、スクールカウンセラーの派遣のほか、令和4年度から児童生徒支援加配を利用して、教員1名を配置するなど、学校への支援を行っているところであります。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

やはり、中学校に入ると、人数も多くなるんですね。教育指導専門員が平成27（2015）年から配置されて、教育委員会として各学校への専門的な指導とかアドバイスが行われている。また、「あぶた読書の家」に適応指導教室が設置されて、不登校児童生徒の対応にも当たっ

ているということ。本当にこれは続けてほしいことだと思います。

学校現場は限られた人員体制で、日々教育活動を行っている中で、教育委員会が学校の現場任せにせず、適応指導教室とか専門員が積極的に不登校児童生徒の対応に当たっているということ。それから、どのくらいの頻度なのか分かりませんが、スクールカウンセラーの派遣をされている。それから、QUの調査、年に2回ぐらいなのではないでしょうか、されているということで、そういうデータも見ながら、教育委員会と学校が連携して不登校の生徒の対応に当たっているということで、とても続けてほしい事業だと思います。

ただ一方で、不登校の生徒の対応というのは、各学校、児童生徒、保護者と連携する、そして一人一人不登校の生徒、小中合わせて11人いるのですけれども、一人一人の児童生徒のそれぞれの特性に応じて、きめ細かな指導に当たらなければならないと思います。そういうきめ細かな指導が一人の専門員で可能なのかということも少し私は考えます。

町としては、指導員も加配ですか、されているということなのではございますけれども、専門員の増員とか、それからスクールカウンセラーが月に何回程度だと、子どもたちとのつながり、信頼関係もなかなか難しいのですよね。だから、そういうためには、常置するスクールカウンセラーを配置するとか必要かなと思うのですが、そういうことは考えているのでしょうか。お願いします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 不登校対応する教育指導専門員につきましては、当然、1人ではなかなか大変な部分ということもございまして、先ほども申し上げましたけれども、令和4年度より児童生徒支援加配により配置した教員との業務分担、あと、本年度からは、これまで各小中学校のコミュニティ・スクールの事務のほうも持っていたいたのでございますけれども、そちらを担当から外すなど、適宜対応しているところでございます。

また、これまでも教育指導専門員との面談において確認しているのですけれども、担当している教育指導専門員からは、不登校傾向にある児童生徒への支援については、教育相談的な支援に加えて、学習の機会を確保する一つ的手段として地域未来塾において利用しているタブレット端末を用いた学習コンテンツを活用しながら、個別の学習支援を行うことで支援の効果が高まっているというようなことも伺っているところでございます。

そのため、不登校生徒のほかにもいろいろ業務を持っていたいたいでございますけれども、関連している部分があるのが望ましいといったお話もいただいているところでございますので、そのようなことから、専門員の増員、スクールカウンセラーの常置につきましては、教育指導専門員や道派遣のカウンセラーによる支援の状況や効果等、現状の対応を総合的に勘案いたしまして、現在のところは考えていないというところでございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

現在のところ、考えていないということではありますが、不登校への早期対応がとても必要だと思います。適切な対応には、小中の連携だけではなく、幼稚園、保育所からの連携

もとても重要になってくると思います。また、福祉関係では、特に生まれたときから子どもたちを見ているという保健師との連携もとても必要だと思います。

中学校の不登校、中学校だけで起きたことでは私はないと自分の経験上思っているのです。かなり幼少期からのそういう部分の特性とか、保育士とかに聞くと「そういう傾向というか何かしらのサインが、やっぱり幼児期から出ていますよ」ということを聞いています。

機構改革のところちょっと危惧しているのが、今回の機構改革で保育所が教育委員会から外れてしまったということなのではすけれども、ぜひ、教育委員会、学校、家庭もそうですけれども、役場の中でも、教育委員会だけではなく、子ども担当課、子育て担当課ですか、そういう部分とか福祉関係の横の連携もぜひ密にして、そういう子どもの成長に対して、生まれたときから切れ目のない対応ができるように横の連携をぜひ密にしていきたいなというふうにお願いします。

このことについて渋川教育長の考えもあると思いますけれども、大丈夫です。これからの質問も含めて後でまとめてお聞きするというところでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

次に、中学校実用英語検定・漢字検定料の助成について伺いたいと思います。

町では、検定料は当該年度の1回分の検定料を助成しているとのことですが、ちょっと通告にないのですけれども、確認したくてお聞きします。これは、英検と漢検それぞれ1回につき助成しているということでしょうか。それとも、英検と漢検合わせて1回の助成ということになるでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 英検と漢検、それぞれに1回という形で考えております。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

この助成制度については、どの生徒にも受験の機会を保障するということ。保護者の経済的な負担を軽減するというので、私はとてもいい事業だと思います。ぜひ、これも継続して行ってほしいと思うのですが、ただ、残念なことに、英語検定においては、前年度と比べ令和4年度は受験率が対象者の約3分の1から4分の1へと減少しているのですね。この原因は何があるとお考えでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 受験率が減少していると、3分の1から4分の1といったような原因につきましては、正直、教育委員会としても悩んでいるところであります。校長会を通じて、受験の奨励、その他保護者へのお願いということはしているのですけれども、まだそこが足りなかったのかどうか、どうすれば伸びるのか、試行錯誤しているようなところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

子どもたちの関心、意欲などもあるのかもしれませんが、例えば英語に関しては、中学校の段階では3級程度ということなのではございますけれども、3級以上受けると一次試験のほかに二次試験というのがあるのですよね。二次試験というのは、ちょっと私も随分前に検定を受けたのであれなのではございますけれども、会場が室蘭になると思うのです。そうした場合に、受験する子どもたちは公共交通を使うか、家庭の送迎が必要になってくると思うのです。このことを考えると、何らかの助成、交通費の助成とかということを見ると、受験のハードルも低くなるのではないかなとは思っているのですけれども、伺いたいのですけれども。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 二次試験の助成を出せば受験率が上がるのではないかとといったようなご質問だと思いますけれども、確かにそういう助成制度というようなことも一つの方法なのかなというふうには思っております。

ただ、教育委員会といたしましては、受験率を増やす対策といたしましては、現在実施しているのは、各種検定の助成の対象は今まで中学生だったのでございますけれども、本年度からは小学生まで拡大しております。さらに、算数・数学というものも対象に含めております。そうすることで、児童期から検定に慣れていただきまして、中学校に上がってからも抵抗なく受験できるというような環境を整えていきたいと考えてございますので、そういったような方法で校長会を通じて受験の奨励をお願いしているということでございますので、その対策で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 後で言おうと思っていたのですけれども、検定については、漢検と英検だけではなく、英検は高校入試の場合に結構優遇措置が取られる高校、私立とかあるのですけれども、本当に検定については、いろいろな検定があるのですよね。例えば今はKポップブームでハングル語なんか、結構自力で勉強している中学生も実はいたりするのですよね。そういうのとか、例えば先ほど出ましたけれども数検、これもありますよね。ほかにもいろいろあるので、そういう検定の幅を小学校までと数検も入れるということで拡大しているということで、それをぜひやっていただければなというふうに思います。

次に、各検定については、学校が会場になると、金曜日の放課後とか土曜日とか日曜日などの実施になるのですよね。準備なんかも入ると2時間近く試験に、大抵は英検だと英語科の先生、漢検だと国語科の先生が担当になるのですけれども、漢検だと級が違って一つの教室で一人の監督でできるのですけれども、英検だと級が違くと別の教室を設定しなければいけない。そうすると、担当の先生が1人ではなくて複数の先生が必要になってくるのですよね。また、受験事務というのですか、受験料を払ったりとか仕分けしたりとか、できたものをまた送り返すとか、あと受験票を交付したりとか、結構ある。それから会場設営もあり、勤務時間外の先生方の対応になることが考えられるのですけれども、会場や

担当者など、どのような形で行っているのか、伺います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 検定会場の実態ということでございますけれども、英検、漢検とも中学校が準会場という形になってございます。これまでの実績では、金曜日の放課後に実施している部分が多くございまして、議員おっしゃるとおり、英検であれば英語の先生、漢検であれば国語の先生が、勤務時間内から勤務時間外にかけて対応しているというような実態でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

「学校における働き方改革に関する緊急対策」というのを平成29年に文部科学省が出していきまして、その中の1番目の項目に「業務の役割分担適正化を着実に実行するための方策」の（1）のところで、業務の役割分担適正化を進めるための取組の参考として、「これまで学校教師が担ってきた代表的な業務の在り方に対する考え方」という表が出ているのですね。

その中には、「基本的には学校以外が担うべき業務」という項目がありまして、それは、例えば登下校に関する対応、それから放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連携調整、二つ目が「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、調査・統計等への回答、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動などが挙げられています。そのほかに「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」として、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応などが挙げられていて、あくまでも参考なのですけれども、私は、できれば教師の負担軽減について、この検定の作業も何とか教育委員会としては対策を考えてほしいと思っています。

町が英検、漢検に対して年1回までそれぞれ助成を行う制度は、本当にいい制度、いい事業と考えますが、ぜひ継続してもらいたいです。受験する環境、教員の負担軽減、二次試験への助成、ほかの検定へも同様の助成など、数検とかあるということでしたけれども、考えていただきたいと思います。

次に、部活動の地域移行について伺いたいと思います。

令和5年度教育委員会の点検評価の中にはないのですけれども、教員の働き方改革が発端となって進めている地域移行なのですけれども、令和7年をめどに段階的に実施することになっています。

スポーツ庁の有識者会議の中で提言があったのですけれども、令和4年に、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日運動部活動について、来年7年度をめどに地域に移行することを内容とする提言がまとめられました。

ただ、期限が切られているのですけれども、あと1年半ほどでしょうか、経費負担の在り方とか受皿の確保など、多くの課題がまだ整理されていないと思います。部活動の設置・運

営、これは法令上の義務ではないのですけれども、ほとんどの中学校、高校で設置され、教育活動の一環として実施されています。そして、多くの教員が顧問を担わざるを得ない状況です。そういう状況の中で、部活動は子どもたちの文化面も含めてスポーツ要求に根差し、その興味や関心に基づいた自主的活動として人間的成長、発達にとって重要な意義を持っていると思います。

学年や学級の枠を超えた仲間との触れ合いや体験を重ね成長していく場であるとともに、学校での居場所ともなり、そして生涯通してスポーツや文化を楽しむ、その入り口ともなっていると思います。

そこで、令和7年をめどに段階的に実施することになっている部活動の地域移行について、今現在の洞爺湖町での進捗状況を伺います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 令和7年度までに休日の部活動を段階的に地域移行とする国の方針に基づきまして、本年5月から6月にかけて、町内小学校4年生以上の児童生徒と保護者、教員、地域の文化スポーツ団体にアンケート調査を実施しております。

今後につきましては、このアンケート調査を踏まえまして、部活動の地域移行の必要性やその進め方といった内容など、先進地の事例を踏まえた専門家によるフォーラムを保護者や学校、地域の関係者の方々を対象として開催し、双方の認識を高めた上で、関係者による検討組織などを設置いたしまして、この町でできる部活動の地域移行はどのような種目なのか、場合によっては近隣と連携しなければできない種目も出てくると思います。そういった際には、送迎費用とか指導者への謝礼は誰がどのくらい負担するのか、こういったような課題が様々出てくるような形になってくると思いますので、それを一つずつ皆さんと協議しながら解決していきまして、いずれにいたしましても、持続可能な体制を構築して、できるものから地域に移行するというような必要があると考えておりますので、それに向けて今進めているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

アンケート調査の結果については、後でまとめられたものが公表されるかと思いますが、ぜひ、私もその内容について知りたいと思いました。

令和7年をめどに段階的に実施することになっているのですが、実際は多くの自治体で懸念の声が広がっていることもあります。いろいろな課題があるとおっしゃっていました。

昨年6月に提言が出た後なのですけれども、全国の市長会では、提言を受けて、休日の運動部活動を地域移行する目標時期、令和7年度からなのですけれども、これを見直すように求める緊急意見を出されました。多分ご存じかと思うのですけれども、休日における部活動の地域移行を進めるに当たっては、洞爺湖町においても、ぜひ、期限ありきで拙速に地域移行を進めるのではなくて、今、持続可能なとか体制をとかというものがあ

たけれども、私は、まず第一に考えてほしいのは、洞爺湖町全ての子どもたちの文化も含めるスポーツの要求を、権利として保障しますよという条件整備を行ってほしいなと思っています。その上で、洞爺湖町各地区の子どもの実態を踏まえた教職員、地域での丁寧な合意づくりを前提にすることをぜひお願いします。

そのためには、教育委員会が積極的に進捗状況も含めて説明していくというお話がありましたけれども、子どもたちや保護者、地域に説明することは、本当に必要だと思います。学校関係でいえば、まだ展望がぼやっとして、見えていない中では子どもたちも保護者もそうではないかなと思うのですけれども、対応を学校任せにするのではなく、ぜひ教育委員会がリーダーシップを取って、例えば保護者や子どもたちが集まる機会、例えば入学説明会とか参観日の全体懇談というところに担当者の方がぜひ積極的に足を運んで、今の状況を説明するとかということをやってほしいなと思っています。ぜひお願いします。

今の部分を踏まえて、渋川教育長に不登校対策、検定への助成、部活動の地域移行についてお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 議員のこれまでのご質問を踏まえまして、私なりの考えも含めてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目、不登校対策でございます。

これにつきましては、結果が公表されている最新の国の調査であります、先ほど議員からもありましたけれども、令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、不登校と判断された小中学生は24万5,000人余りで、過去最多といったような状況でございました。昨年度のデータにつきましては、恐らく11月頃をめぐりに国のほうから、まず速報値という形で出てくるかなというふうに思っておりますので、またそれらも私どもも注視してまいりたいというふうに思っております。

もとより、先ほど議員からもございましたとおり、不登校というのは、病気や経済的な理由以外の何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくない状況にあるわけでございますけれども、まずは、そのような状態にある児童生徒の背景的なものを正確に把握し、その上で適切な支援、援助を行っていくことが大切であるというふうに考えております。

その際、学校に登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけるとともに、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意していく必要があるというふうに考えております。

また、児童生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校を未然に防ぐために、支持的学級風土を醸成したり、教育相談の技能向上のための校内研修を充実させたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関との連携によるコンサルテーションを実施したりするなど、個々の児童生徒の状況に応じた具体的かつ

適切な支援が行われるよう、教育指導専門員と連携を図るとともに、各学校への支援等に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど、議員からありました横のつながりということで、特に保育所からのという部分もございました。この点につきましては、就学指導という観点から早期の教育相談も行っておりますし、また、教育指導専門員が直接保育所に出向いて子どもたちの特性なども捉えつつ、当然、小学校との引継ぎにもその辺りは活用させていただいているということで、長い期間長期にわたってきちっと一人一人の子どもの状況を捉えながら指導していくといったような体制は、今後も続けていきたいというふうに思っております。

2点目の各種検定への助成についてでございますけれども、資格取得を通じて、児童生徒の主体的な学習を促す施策の一つとして実施しているところでございます。

先ほど、管理課長のほうからも答弁いたしましたけれども、本年度から助成体制を小学生まで拡大し、積極的な受験を奨励しているところでございますので、多くの児童生徒に本制度を活用してもらえるよう、引き続き各学校を通じて、働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

今日の各学校のホームページをちょっと見てきたのですけれども、既にとうや小学校では、学校のホームページにもこの制度のことについて掲載し、ぜひ受けてみてはいかがでしょうかといったようなことでの啓発も行っていただいているところです。各学校のほうで、様々工夫していただきながら、子どもたちのこういったような機会を拡充していきたいというふうに思っているところでございます。

また、教員による試験監督につきましては、教員の働き方改革の視点を踏まえつつ、議員も恐らくいろいろとご苦労されたところもあると思うのですけれども、できるだけよりよい方法を学校とも協議しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

また、国のほうから示されました働き方改革の視点の中で、幾つかの事例が挙げられていましたけれども、つい先日ですか、国のほうからまた新たに中教審の一つの部会のほうから提言が出てまいりまして、もう間もなく国のほうからも通知は発出される予定です。その中においても、スクールサポートスタッフの活用などについても話が出てきておりますので、そういったことも含めながら、学校ともいろいろと協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますが、ただ一方で、試験監督につきましては、どうしても子どもに寄り添いながら、あとまた、試験の専門性の部分も出てくるものですから、果たしてこれがスクールサポートスタッフの方をお願いできるかどうかは、ちょっと今後検討していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

最後に、部活動の地域移行につきましては、これは、実は地域における生涯スポーツ、生涯教育の維持、継続といったような側面も含まれているところでございます。

いずれにしても、少子化の中にあっても、将来にわたり生徒たちがスポーツや文化・芸術に継続して親しむことができる機会を確保すること、併せて教員の働き方改革を推進し、このことをもって学校教育の質的向上を推し進めることが大切であるというふうに考えて

いるところでございます。

国において、令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけておりますことから、まずはできるところからという視点を持って、当町における部活動の地域移行の取組を着実に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ただ、先ほど議員からご指摘のありましたとおり、国のほうからも、実は改革推進期間と今はなっているのですけれども、ちょっと前までは改革重点推進期間といったような言葉を使っておりました。こう表現することで、令和7年度までに確実に全ての市町村において行わなければならないといったような意味合いが強いというところから、この重点という言葉が外されておりますし、国のほうから一律に令和7年度までに全てを求めるものではないという形での方向性が示されているものであります。

当然、部活動の地域移行につきましては、いろいろな形態があるというふうに思っております。例えば二つの学校で同じ部活動があって、なかなか部員が集まらないといったようなときには合同部活動という形で、今実際に虻田中学校でもサッカーの形で伊達中学校と行っていたりとかといったような部分もありますので、いろいろな形の中で子どもたちにとって選択肢ができるだけ多い形で進めていきたいというふうに思っておりますし、実際、令和7年度の段階で一定程度の形がもし仮に出来上がったとしても、それはあくまでも流動的なものであって、やはり子どもたちのニーズですとか、またそのときの指導者の状況ですとか、また、近隣市町との関係といったものも出てくると思いますので、その時々においてよりふさわしい形の中で子どもたちがスポーツや文化・芸術にきちっと親しめるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

ぜひ、部活動の地域移行については、子どもをまず一番目に据えて計画して進めてほしい。そして、重点が取られてきたということで、私もちょっとだけほっとしているのですけれども、本当に急いだ対策ではなくて、説明の段階を丁寧に踏みながら進めていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、大きな項目の二つ目です。高齢者が安心して住み続けることができるまちづくりについてです。

今年1月に、洞爺湖の日本共産党の議員でアンケートを行って、「今後、洞爺湖町にとって重要だと思う取組を選択してください」という項目の中で、一番多かったのが除雪対策でした。除雪対策の強化でした。1月だったので、アンケートの実施時期の影響もあったかと思いますが、このことについて担当者の方とお話ししても、洞爺湖町が少子高齢化が進んでいく中で、なかなか手だてが見えないというか、本当に模索している状況なのだなというふうに思いました。私自身も、何か本当に有効な手だてはないのかなと、いろいろ資料を見ながら考えていたところです。

そこで、洞爺湖町の除雪対策について伺います。

町民から除雪対策の強化の要望は多いと考えます。国道や道道沿いの住宅では、間口に雪が置かれ高齢者では処理できない、団地の駐車場の除排雪の管理人の負担が大きい、高齢化によって支援が必要な世帯も増加してきており、一般住宅や団地の除雪への支援等はどのような対策を行っているのか。また、今後新たにどのような対策を考えているのか、伺います。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 私のほうからは、町道の除雪の観点から、町の除雪についての現状を答弁させていただきます。

毎年、降雪シーズンに町民の皆様から一定程度の降雪があった場合につきましては、早くに除雪に入ってほしいなどの要望が寄せられているところではございますが、町といたしましても、早期に交通の確保ができるよう限られた機械や時間で除雪作業を行っているところではございますが、現在の町及び町内の民間事業所の除雪に携わる人員や除雪機械の保有状況では、一度の降雪で町内の除雪対象路線全ての除雪を終えるには、おおむね3日から4日程度時間を要している状況でございます。

例年、降雪シーズン前には町内回覧によりまして除雪作業に対する町民の皆様のご理解とご協力をいただく趣旨の周知を図っているところでもございます。また、国道や道道沿いの住宅にお住まいの方から町に対し、間口に置かれた雪の処理に係る相談につきましては、災害級の大雪のときを除いては通常の降雪時には寄せられていないといった状況でございます。

私のほうからは、以上です。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 町営住宅の除排雪についてでございます。

公営住宅敷地内の駐車場や供用部分の通路の除排雪につきましては、入居者の高齢化もあり、町で何とかしてもらえないのかといった要望があるのは承知しているところでございます。

町としましては、公営住宅敷地内の除雪につきましては、入居者の皆さんで行っていただくべき箇所であることを町営住宅入居ガイドブックにも記載し、入居者へ説明しているところでございます。また、現実的にも対応可能な業者や町の直営の作業員も確保できない状況であり、全ての団地の除排雪を町で対応することは不可能でございます。

また、除雪に関しましては、町営住宅に入居されている方々だけの問題ではなく、戸建ての住宅をお持ちの方々におきましても同じく高齢化が進み対応に苦慮されている状況となっていることから、公平性の観点からも、町営住宅に入居されている方々のみに特化した対応を取ることはできないと考えています。大変とは思いますが、何とか入居者の皆さんで協力して除排雪していただければと考えています。

また、町営住宅の除排雪についての新たな対応についてのご質問でございますけれども、町営住宅の除排雪についての新たな取組としまして、昨年12月に小型除雪機を町で購入し、

入居者に貸出しをする事業を実施してございます。除雪機の使用料は無料とし、除雪機の運搬、改修、燃料代及び保守点検に要する費用についても、町の負担として入居者の負担とならないこととしております。貸出しの実績としましては、昨年度は1件でございました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 私のほうからは、一般住宅のほうにお住まいの高齢者の方々への支援と、町における対策といったところで答弁させていただきます。

高齢者等への除雪支援につきましては、当町では、現在、社会福祉協議会が実施いたします有償ボランティア「手助け隊」といった事業を通じまして、簡単な作業に関するお手伝いとして必要とされる方、高齢者等の支援に当たっているところでございます。

また、町におきましては、町の中でも比較的降雪量の多い洞爺地区におきましては、65歳以上の独居の高齢者や障害者の方で、除雪の申請のあった方の状況をしっかりと精査した上で、洞爺地区福祉除雪事業によりまして有償により重機での除雪等も行っているところでございます。

町といたしましては、今後ともこうした現行の効果的な取組をまずしっかりと継続していくことによりまして、高齢者等をはじめとした支援を要する方々に確実に支援が行き届くよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 各課にわたってありがとうございます。

今の状況だと、災害級のことがない限り、町としては手が回らないということですよ。そうなると、洞爺湖町に住んでいる高齢の方は、年々降雪が多くなってくるし、本当に洞爺湖町で暮らしていくことができなくなるのではないのでしょうか。

小型除雪機があったと言いますけれども、本当に私が借りて除雪したいくらいなのですが、小型除雪機は女性でも、女性でもと言ってはちょっとジェンダーに引かかるのかもしれませんが、もし使えるのであれば、雪が降ったときに持ってきていただいたり片づけていただく、メンテナンスを無料で全部町がやってくれるということなので、自分でできるのならやりたいなと、今お話を聞いて思ったくらいです。ぜひ、除雪の問題は、高齢者の方については重たい問題ですのでやってほしいと思います。

それで、先ほども健康福祉課のほうでありましたけれども、洞爺地区においては、住宅高齢者支援事業というのがあるのですね。その中で、100万円ちょっとかけて高齢者の方、障害者も含まれるということでしたけれども、除雪サービスを提供しているということです。虻田地区や温泉地区にも広げていただきたいなと思うのです。

洞爺地区に行って、1人で暮らしている高齢の方とお話する機会があるのですが、冬場に行って「除雪大変じゃないですか」と言ったら、「うん、うちは大丈夫よ。やって

くれるから」と言うのです。地区によってそんな差があるのかなと思いながら、今回「令和4年度の各会計決算の概況及び主要施策の成果に関する報告書」を読んだときは、本当にそうなのですね。除雪サービス対象者としては、下台地区が8件、それから高台地区が2件というふうになっています。ぜひ、それを虻田地区や温泉地区にも広げていただきたいなというふうに思います。

あと、町営住宅に対する除雪機のほうも、ぜひ、団地の人たちへの周知というのもやったり、例えば実際に持って行って、こうこう、こういうふうにするのだよということも必要ではないかなと思うので、そういう対応もお願いしたいと思います。

この除雪対策については、町民の方の強い要望を私は感じていますので、今後も対策については、ぜひ取り上げていきたいなというふうに思います。

次に、町道のことについてなのですが、例えば私が住んでいる青葉地区のところで、消防署前から線路沿いにつながる四差路があるのですが、交通量も多くて、今年に入ってからバンがどこかにぶつかって事故ったというのもあったのですが、洞爺湖町内にはほかにもこんな箇所があって、高齢者の方が安全に外出できるような対策が必要ではないかなと思うのですが、町として考えていることはあるでしょうか。お伺いします。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 私のほうからは、交通安全の観点からお答えさせていただきます。

交通安全所管課としましては、地域の住民の方からの要望や洞爺湖町通学路など、推進会議で実施する通学路点検で危険とされる箇所について、適宜カーブミラーや看板などの設置を行い、注意喚起を促しているところをごさいます、議員のご質問の路線におきましても、一部通学路に指定されてごさいます、注意喚起の看板が設置済みとなっている状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） J R線沿いの虻田幌萌線につきましては、確かに歩道幅も狭い状況であり、青葉・三豊線、栄町1号線との交差点の交通量も多いと認識してごさいます。仮に大規模な道路改良工事での改善策を検討した場合、道路用地確保のための多額の用地移転補償費用や道路改良工事費用が必要となり、現実的には難しいと考えてごさいます。

その他の路線を含めた町道の安全対策につきましても、道路改良工事の検討に併せて安全標識の設置や注意喚起看板等での対策を含めた検討をすることが必要であると考えてごさいます。

以上でごさいます。

○議長（大西 智君） 小林議員、通告の何件目になりますか。

○2番（小林真奈美君） 件数までちょっと考えていなかったのですが、すみません。

でも、通告どおり行っているかと思うのですよ。

○議長（大西 智君） では、1件目ということでいいでしょうか。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 高齢者の方が住みやすい、過ごしやすいというのは、町民全体にとっても住みやすいというふうになっています。

それから、今言った道路については、虻田小学校のすぐそばで、ゾーン30の状況にもなっているのですけれども、確かに看板を設置していても、結構スピードを出して通る車がありますので、私も注意しなければと思っているのですけれども、ぜひ何らかの看板プラス何らかの対応をしていただければと思います。

次に、JR洞爺駅と役場に直結する町道洞爺駅跨線橋通線というのがあるのですが、これはとても便利で、私もJRを利用するときに使わせてもらっています。大体長さが約80メートルで、距離は高齢者にとっては結構負担な長さなのですね。なので、そういうところとか、また町内においても海岸通りとか信金前などにベンチなどが置いてあるのですけれども、ぜひ、こういうJRの駅のところ、駅の上の通りとか町内のところに、高齢者の方も含める町民が休むためのベンチの設置などを考えてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず、町道洞爺駅跨線橋通線へのベンチなどの設置ということでございますが、休憩用のベンチの設置についてでございますけれども、道路管理者のほうに確認いたしましたところ、当該跨線橋のほうには、まず視覚障害者用の点字シールがつけました手すりが両サイドに取り付けられております。また、加えまして、中央部分には点字ブロックが敷設されており、いずれも歩行者の弊害となるといったことから、こちらのほうへのベンチの設置については、大変厳しい、困難であるのかなというふうに認識しているところでございます。

また、二つ目の町内において既に設置済み以外の箇所の方への休憩用のベンチの増設といったところでございますけれども、先ほどの弊害とならない、いわゆる歩行者の弊害とならないような箇所であれば、設置することについては、可能であるものというふうに認識してございますことから、今後につきましては、庁内関係課と連携の上で、必要性、それから十分な安全性といったものをしっかりと考慮した上で増設に向けました協議は進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

学校教育の中でも高齢者の疑似体験の学習があるのですけれども、私もやってみたことがあります。担当の方、してみたことあるでしょうか。視野が狭くなって見えづらくなるようなゴーグルをかける。それから、耳も聞こえづらくなっているの、ヘッドホンみたいにし

てヘッドホンをする。そして、手足がなかなか不自由になってくるので、おもりをつけて、そして杖をついて歩いてみると、結構80メートルの距離というのは、高齢者の方にとっては歩き通すのが大変な距離だというのが分かると思います。

今、健康福祉課長が頷いていらっしゃるので、役場の職員の皆さんも、ぜひそういうことをやってみて、町の中に出てみてはいかがでしょう。車椅子に乗って、町の中に出てみてはいかがでしょう。そういう高齢者の目線で、障害者の目線で、ぜひ町政を考えていただきたいなと思います。

時間がないので急いで、次の大きな項目の3番目に行かせてもらいます。

自衛隊への名簿提供についてです。

6月の一般質問でも少し触れましたけれども、名簿提供について伺います。

洞爺湖町は、自衛隊募集事務に関わる対象者情報を令和元（2019）年から「閲覧」から「提供」に変更しました。このことについてお聞きします。

自衛隊からの提供要請の日にち、それと町が提供した日、提供の形式として紙媒体なのか電子媒体なのか、宛名シールなどあるのですが、どのような形式の提供か、伺います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） まず初めに、自衛隊募集事務に係る対象者情報の提供につきまして、一部報道によりまして、あたかも当町の名簿提供の手法が不適切であるかのような誤解を与えかねない記事があったことから、今回、議員によりまして自衛隊への名簿提供についてご質問されているというわけですが、答弁をするに当たりまして、提出根拠といたしましては、自衛隊法及び住民基本台帳法に基づくものであり、胆振東部では白老町、安平町、厚真町、さらに空知管内では24市町、その他全道では約7割、全国では6割以上の市町村が当町と同様に名簿提供をしております。

つまり、当町におきましては、法律に基づき適正に名簿を提出しており、全道では7割の市町村が当町と同様に紙媒体で提出していることをまずはご認識していただきたいと考えております。

それを踏まえまして、ご質問への答弁をさせていただきますが、まずは、具体的な日程につきましては、自衛隊札幌地方協力本部長から募集対象者情報の提出要請は、その年によって違うのですが、例年3月中旬から5月中旬頃に届いております。それから、提出期限につきましては、提出要請からおおむね1か月程度となっております。提出の形式といたしましては、紙媒体で提出しております。電子媒体や宛名シールでの提出はしておりません。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

次に、今年度までの情報を提供したとあるのですがけれども、来年、令和6年度の情報提供については、多分、今の答弁だとまだ要請がないと思いますけれども、町として来年度の対象者情報についてどのように対応するのか、伺います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） 依頼があった場合につきましては、法令等に基づきまして従来どおり提出することとなります。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） このことについて、町民についての周知は考えているかということ。それからまた、考えているならば、対象者への除外申請の周知の具体的な内容とか、そういうのをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） 自衛隊への情報提供を希望されない方に対する配慮としまして、ほかの自治体でも実施している対象者名簿からの除外申請を受け付ける除外制度の喪失について、現在、実施手法などの検討をすすめているところでございます。

また、除外制度ができた場合の周知方法等につきましては、具体的には、名簿提供要請から1か月程度の期間で、特にスマホ世代ということもありますので、SNSや町のホームページを中心に町広報紙にも掲載して周知を図ってまいりたいと考えております。また、申請方法につきましては、対象名簿からの除外申請の提出となる見込みでございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

洞爺湖町が除外申請の実施をやってもらえるということについては、本当によく決断していただいたなというふうに思っています。できれば、同意申請を願うところでありますが、今言っていた周知の方法、周知の期間など、ぜひ対象者目線でやっていただければなと思います。

最後の質問になります。

日本共産党洞爺湖町議員団の申入れ文書に対して、7月28日に文書で、町長名で回答をいただきました。その中で、その他という項目の内容について伺いたいと思います。

内容の文言を見ますと、「現在、胆振管内では、白老町、厚真町及び安平町が洞爺湖町と同様に住民基本台帳の写しの提供を行っております。今後、胆振及び日高管内の自治体の自衛官募集実務担当課長等と自衛隊札幌地方協力本部及び北海道による令和5年度自衛官等募集事務打合せ会議が予定されておりますので、当町からは今後の自衛隊への情報提供の手法について、誤解を招くことなく平等で統一的な取扱いとなるよう発言を行うこととしている」とあります。

私は、この文言でちょっと引っかかる部分があるのですが、「当町からは今後の自衛隊への情報提供の手法について、誤解を招くことなく平等で統一的な取扱いとなるよう発言を行うこととしている」としている部分なのです。

この文言で危惧するのは、今回の洞爺湖町の名簿提供については、西胆振地区では、室蘭市、伊達市、登別市、壮瞥町、豊浦町では閲覧での対応になっていて、これでは洞爺湖町だけが提供したということで、住民の誤解を招くので、自衛隊名簿の提供に当たっては、閲覧か提供か町村によって違う対応をするのではなく、各町村が統一した対応をするようにして

ほしいというように取られるのかなというふうに思います。

今言った文言について、具体的にはどういうことなのか、伺います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） 先ほどの答弁と一部重複しますが、一部報道によりまして、あたかも洞爺湖町の名簿提供の手法が不適切であるかのような誤解を与えかねない記事があったことから、募集対象者情報の提供の手法、除外申請や周知方法などに関しまして、自衛官等募集事務打合せ会議におきまして、当町から質疑を述べたところでございます。

その会議におきまして、現在、胆振・日高管内の自治体においても、対象者名簿を提供している自治体、住民基本台帳法による対象者の閲覧による対応を行う自治体と情報提供の手法に差異があることから、各自治体の現状と今後の提供手法の検討状況や除外申請の考え方についても確認したところでございます。

また、ほかの自治体からは、自治体法や住民基本台帳法の規定上名簿の提供が問題ないことを理解した上で、住民基本台帳の閲覧を継続している自治体や自衛隊からの要請を受けて名簿提供による手法への切替えを行った自治体、今後、除外申請の実施をしている自治体など、様々な意見が出されたところでございます。

議員ご懸念されている部分で、名簿提供による手法や除外申請の在り方については、あくまでも各自治体の判断によって行われるものでありまして、今回の会議で当町から疑義をもって質問した部分で、大きな変更につながるものではありませんが、今後も引き続きほかの自治体と連携を図りながら、検討を続けていきたいと考えております。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 各自治体が名簿提供については判断するというところで、名簿提供に関わってぜひ参考にしていただきたい事例があります。福岡県の筑後市では、平成23（2011）年から市長の判断で行政審査会への諮問や本人の承諾なく自衛隊への適齢者名簿の提供が行われていましたが、市民からの告発が契機となり、令和3（2021）年に名簿提供を取りやめました。その際に、筑後市の行政審査会が示した意見には、こういうふうにあります。

「名簿の提出は、単に自衛隊に対して便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来、地方公共団体は、個人情報情報を慎重に取扱い、個人の権利利益を保護すべき立場にあるので、今後このような形で個人情報情報を自衛隊へ提供することは妥当とは言えない」、そういうように表明しています。

研究者の中の意見の一つとして、自衛隊による名簿提供というのは、戦前、戦中の徴兵制度とも似ている部分があるのではないかと。戦前、戦中、市町村役場の兵事係が徴兵検査の1年前から戸籍を確認し、二十歳になる成年を抽出の上、壮丁（二十歳以上の男性のこと）名簿や現役兵身上明細書を作成して、軍に提出していました。自治体は、戦争遂行体制の一翼として住民を戦争に総動員するための大きな役割を担わされていた歴史を忘れてはいけな

いのではないかと。招集に当たっての赤紙の配付も市町村の兵事係の業務でした。そして、大勢の未来ある若者たちが犠牲になったのが78年前です。私は二度と繰り返してはならないと思います。

7月から8月にかけて行った「戦争と平和展」、「戦争を語る集い」、「戦没者追悼式」、初めて参加させてもらいましたけれども、洞爺湖町らしい平和への願いのこもった取組でした。あの過ちを二度と繰り返さないために、戦後の日本は平和憲法の下、戦争の危機を78年間乗り越えてきました。憲法9条の平和主義、憲法11条の基本的人権の共有、憲法13条の幸福追求権、憲法93条の地方自治の本旨に掲げられていたからです。

私は、今後も洞爺湖町の対応に注視していきたいと思いますが、最後になります。下道町長の考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま、自衛隊の名簿提供についてでございますが、担当課長から答弁がありましたように、自衛隊の募集に関する事務の一環として名簿提供の依頼があった場合には、洞爺湖町におきましては、法令等に基づいて適正に提供していると認識しております。北海道の自治体では、約7割、全国では6割以上の市町村が洞爺湖町と同様の名簿提供をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、名簿提供を臨まない方もいることも予想されることから、次の要請の前に除外制度の導入を検討した上、周知についても徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） もうちょっと下道町長の答弁が時間がかかるかなと思って時間を取っておいたのですが、あと18分あるので、最後に意見を述べさせていただきます。

私、町議会議員になる前は、中学校の教員をしていましたけれども、その中で、子どもたちを目の前にして、本当に子どもたちを二度と戦場に送ってはならないというふうに思いながら37年間の教員生活を過ごしてきました。

この間、噴火に対する避難訓練が洞爺湖町で行われまして、私も対策本部とか、それから避難場所とか、それから温泉にある文化センターに行かせてもらいました。そのときに、対策本部にも自衛隊の方が来ている。そして、文化センターにも自衛隊の方が来て、炊き出しの準備を、あの暑い中、やってくれているのですね。それを見ながら、私、とても複雑な状況になって、もし国民のために災害のときには駆けつけてくれて、そういう活動に自衛隊の方たちは誇りを持ってやっているのだらうな、暑い中においても、寒い中においても、やってくれているのだなという思いとともに、もしかしたら、もし日本が戦争に巻き込まれるようなことがあったら、この人たちはいち早く最前線に行かされるのではないかと。想像ですけども、そういう思いもありながら、絶対にこの人たちをそんな状況にはさせたくないなというようなことを思いながらミーティングとか、そういうのを見ていました。78年前に終わった戦争ですけども、今は新たな戦前というふうに言われている状況です。

熱中症で小2の女子が亡くなるという、あってはならない事件が起きた。この命の大切さ、そのためにクーラーをつけてくださいと言っても、いや、校舎が老朽化してどうなのだろう、財源はどうなのだろうというふうになっています。逆に軍事費の部分では……。

○議長（大西 智君） 小林議員、質疑があるのであれば、質疑をこの件名の中でしていただきたいと思います。

○2番（小林真奈美君） 分かりました。では、あと1分だけ言わせてください。

そういう中で、突出して世界第3位にもなるような軍事費をやっていくよりも、命を守る、国民の困窮している人たちの命を守るために、私はぜひお金をそこにかけてほしいなというふうに思います。

洞爺湖町も、財源の部分では大変かなというふうに思いますけれども、子どもたち、住民の命を守るという部分にお金を、私たちの税金を使ってほしいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

名簿提供については、除名申請に取り組みれるということで、その点については本当によかったなと思っていますので、ぜひ、来年度の名簿提供についてはよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、2番、小林議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を3時25分といたします。

（午後 3時07分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時25分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、10番、石川諭議員の質問を許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 10番、石川諭でございます。

9月会議の一般質問ということで、二つほど質問させていただきます。

インボイス制度導入による影響についてと、それから、あぶた保育所複合化施設についての2点を質問させていただきます。

まず、インボイス制度なのですけれども、国の税金なので、私がどうのこうのという問題ではないのですが、どのような問題があるのかということを探っていきたいと思います。

それでは、インボイス導入についてお聞きします。今までは1,000万円以下であれば免税されていたものが、10月1日からは、消費税の新制度によりインボイス制度が始まる予定です。それによって、1番目、インボイス導入に伴って、どのような問題点があるのか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） ただいまのご質問、インボイス制度導入に伴ってどのような問題点があるのかというご質問でございます。

まず、インボイス制度ですけれども、令和5年10月1日から売り手が買い手に対し正確な消費税率や消費税額を伝えるための適格請求書を発行する制度で、特に、今まで売上1,000万円以下の免税事業者に影響があると考えております。

問題点としましては、適格請求書を発行するためには、今まで1,000万円以下の免税事業者であっても、登録が必要となり、登録した場合は、課税事業者に移行することとなりますので、消費税を納税しなくてはいけなくなり、今まで収入の一部としていた消費税が納税によって手元に残らなくなり、収入が減少することになりかねないということになります。

また、インボイスに登録しない免税事業者は、適格請求書を発行できないため、取引先では消費税の仕入控除ができないことなどから、取引先から契約や商品、原材料等の納入が打ち切られてしまう可能性も出てきます。課税事業者になったとしても、今まで必要がなかった消費税の納税に伴う事務作業などの負担が増え、コストの増加も懸念されているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それで、町としての対策というのが特別何かあれば教えていただきたいと思うのですけれども、特別何かございますか。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 町としての特別な対策ということでございますけれども、特別な対策としては、まだインボイス制度を知らない小規模の事業者とかいると思います。そちらのほうに、インボイス制度が10月1日から始めるということを町のホームページ等でお知らせしてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

2番目、洞爺湖町において1,000万円以下の免税事業者がどのくらいいるのか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 洞爺湖町に1,000万円以下の免税事業者がどのくらいいるのかというご質問でございます。

町では、営業届や申告されている事業者のみの把握となりますけれども、年間の売上等が1,000万円以下の事業者につきましては、把握できたのは416事業者となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

416事業者ということですが、そのほかに把握していないのはいっぱいあると思うので、これプラスが加わるということですね。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 町のほうで把握できた分については、先ほど申したとおり、営業届や申告なされている方、中には未申告の方等もいるかもわかりませんが、その辺の実情については、私どもはなかなか承知できるものではございません。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

そこで、3番目、今現在インボイスについての問合せ及び相談はどのくらい来ているのか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 現在のインボイスの問合せ及び相談等の関係でございます。

お問合せ等や相談でございますけれども、役場のほうには、今のところ1件もございません。

商工会においては、相談会を令和4年11月と令和5年9月に開催しておりまして、それぞれ定員20名が全部埋まったとのことでございます。また、商工会のほうでは、令和5年8月21日から9月29日まで個別相談会を実施しており、会員や会員以外においても相談に乗っている状況でございます。

あと、このほかに税務署においても電話予約による個別相談を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 役場のほうには問合せということがないということだったのですが、あと、商工会議所のほうでそれぞれ対応して下さるということで、商工会議所のほうにお願いするというのが妥当なのかなというふうに思います。

それで、4番なのですが、1,000万円以下の売上事業者が適格請求書発行事業者になった場合とならなかった場合の問題点の対策をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 事業者登録した場合としない場合の対策というご質問でございます。

年間売上が1,000万円以下の免税事業者が登録した場合は、これまで納める必要がなかった消費税を納税することとなり、その分、負担が増すことにはなりますけれども、これまでの取引先との継続取引に影響が生じることはありません。

また、登録せずに免税事業者のままていることは可能ですけれども、この場合、課税事業者である取引先から契約や商品、原材料等の納入等の取引が打ち切られてしまう可能性が出てまいります。

制度が導入された以降も、インボイス制度の中では特例措置として6年間は経過措置がございまして、最初の3年間は8割、残りの3年間は5割の仕入れ控除が認められることとなっておりますので、制度に登録するか、しないかの判断につきましては、事業者個々の状況によりまして、どちらが自分の会社等事業等によって有利なのかを判断していただくこととなるものと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 今後、事業者の判断ということなのですけれども。

5番、今後、洞爺湖町内にある数少ない業種がなくなっていくことが予想されるが、そうならないため、そうなった場合、どのような対策が必要と思うか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） インボイス制度に対してどのような対策が必要と思うかというご質問でございます。

インボイス制度に関しましては、免税事業者である個人事業主の方や小規模事業者の方が影響を受けると思われますけれども、先ほどご説明したとおり、国では、特例措置として6年間の経過措置やインボイスに対応するソフトウェア導入補助金制度及び小規模事業者の負担軽減措置などもございまして、これらについて、町のホームページや相談等があった場合は、税務署の電話相談や商工会での相談窓口の紹介をさせていただくほか、独占禁止法において取引上優越した地位にある事業者、いわゆる買い手の事業者が免税事業者との取引において、してはいけない事柄などの周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） そこで、ちょっと聞いたのですけれども、国の措置で持続可能な補助金というのがあるらしくて、この持続可能な補助金等を使って、町独自の対策というのは考えられないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） このインボイス制度につきましては、国の税金です、国税です。これに対して、町が税金を使って支援するというようなことは、町としては今のところ考えてはございません。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 特別な対策がないということなのですけれども、実際に1,000万円以下の事業者が、収入が減っていくということは間違いないのですけれども、何として救え

る町としての対策とか、新方策はないのかということをもう一度お聞きしたいのですけれども。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 町で把握できた分だけで416事業者ございます。この中には1,000万円超えの事業者が大多数いるとは思うのですけれども、実際のところ、インボイス制度が始まってどれだけの影響があるのかというのは、今のところ町としても分からない状況でございます。

国のほうでは、いろいろと廃業する方がいるとか、そういうようないろいろ議論がされてきたというふうに思っておりますけれども、町として、これといった対策を、どう支援して、事業を継続させるのかと。それについては、先ほども申したとおり、税金を収めることによって収入が減るから、それを何か対策をしてくれと、これはちょっと本末転倒な部分もございますので、町として、今のところ特に何をするのかということは考えてはおりません。それよりも、商工会とか、そういうところで個別相談もやっております。どういう対応ができるのかというほうが先決というふうに考えますので、そちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 国の税金なので、どうこうすることはできないのですけれども、事業者が減って行って、経済が下降していくということが大変予想されるので、何とかその辺をしてもらいたいなというふうに思っている次第なのですが、その辺のところは、これから6年間の経過措置がある中で、何かいいものがあれば検討していただいて、何か活性化できるようなものがあれば取り組んでいただきたいなというふうに思います。

ほかの資料で見ましたら、インボイスを無視してもよいケースということが載っていたのですが、個人を相手にしている小売店やサービス業、理容とか美容、こういった方はお客さんが直接消費者なので、インボイスの請求書をくださいということはないので、そういった方は無視してもよいと。あと、子ども相手の習い事や塾とか、個人客向けの小さな飲食店というのは、インボイス制度の領収書をくださいということは少ないので、接待なんかでは使うかもわかりませんが、そういったもので無視してもよいケースがあって、中には関係ないで生き残っていけるところもあるのではないかなというふうに思います。

それから、有名アーティストとか高度の技術者など、代わりが利かない技能技術を持っているなどは、インボイスを無視してもよいというような記載がありました。それから……。

〔「議長、聞こえない」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 石川議員、マスクを外して質疑してください。

○10番（石川 諭君） すみません、聞こえませんでしたか、申し訳ないです。

監視社会につながりかねないということがありまして、国税庁も零細企業や個人事業主が消費税をきちんと納税しているかということまではチェックは仕切れないと。面倒が減ると

ということで会計ソフトを導入すると、ネットワークとオンライン化された電子インボイスが導入される。これで商取引の国家監視が可能になり、オンライン税務調査ができるようになるということで、ここでちょっと注意があるのですけれども、脱税の意図がなくても、政府は嫌がらせのように税務調査を使う。例えば朝日新聞や日経新聞への税務調査など、マスコミを牽制できる。ですから、政府を批判するような記事や発言をすると、政府から嫌がらせという税務調査というものを使ってされることがあるということが書いてありました。

それからまた、個人情報公表と漏えいの可能性がありまして、インボイス発行事業者になると、消費税を納めることに加え、国税庁のホームページへ登録番号、事業者氏名、登録名などを公表される。登録したふりをしてインボイスを発行しているような人がいないかを確認するためである。通称で仕事をしている漫画家や声優などは、本名が公表されることになる。個人情報が漏えいしないか、また監視にもつながりかねない問題になっているので、非常に危惧されているところである。

私たちは、「国がやっていることなので何も言えないのだ」ではなくて、国が情報を漏えいしていないか、監視社会にならないかをよく見ていく必要があると思います。十分に気をつけなければならないと考えています。こういったインボイス制度を導入することによって、政府は監視社会というものがよくできるようになるということを我々が注意して、見守っていかなければいけないのかなというふうに思います。

国の税金なので、我々がどうこうするわけではないのですけれども、ただやっぱり一番危惧されるのは、情報の漏えいであったり、監視社会につながるというところを我々が注視していかなければならないところでないかなというふうに思います。

インボイス制度については、以上とします。

○議長（大西 智君） 石川議員、質疑を続けてください。

○10番（石川 諭君） それでは、2番目、あぶた保育所複合化施設についてということでお伺いしていきたいと思います。

1番目、複合化施設はどうして必要なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） このたびの複合化の背景には、子育て中の方々が気軽に集まって育児の情報交換をしたり、息抜きができる場所や相談ができる場となる施設があれば少しでも子育ての一助になるのではという、町としての考え方がございます。また、子どもたちも絵本を読んだり遊具で遊んだり、天気に左右されない場所でいろいろ経験や体験をさせてあげたいという考えがあります。

そのためには、本当に保育所単体での建設がよいのか、子育てに対する新しい町民ニーズを確認した上でなければ、保育所ができてしまってから本当はこういう施設も一緒に欲しかったとか、こういうサービスを望んでいたということになっても対応ができませんので、公共施設総合管理計画の中で複合化という方針が示されたことも含め、子育て中の保護者や子どもたちにとって複合化することがよいことになるという町の判断から、複合化と示した

ものがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ちょうど昨日、広報9月号の9ページにも載っております、なぜ複合化施設が必要なのかというようなことを書いています。まるで私が質問をするようなことを予見したかのように書かれております。

それでは、2番目、どれだけの利用者があるのか、この先の利用者についても、どのように考えているのか、伺います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 保育所と複合化施設の利用者の見込みというような質問かと思えます。

まず、保育所の利用につきましては、建物許容開始時に定員90名、これは以前の計画どおりの見込みを見込んでございます。

複合化となる子育て支援センターは、月曜日から金曜日まで常時開設され、利用人数につきましては、令和4年度でコロナの関係もあり、利用制限もありましたので、年間46名程度でしたけれども、コロナ以前は185名の利用実績がございました。また、そのほかに親子触れ合い遊びや子育てセミナーといった事業参加は、令和4年度で127名、コロナ禍前の令和元年度では233名の実績がございました。今後は施設が新しくなることも含め、それ以上の利用を見込んでいるところでございます。

子育てサロンは、令和4年度は3名の利用でしたが、コロナ禍と施設の老朽化による閉鎖によるもので、それ以前の令和元年度は112名であり、また、未就学児の保護者からも、友達の家に集まると負担がかかるので、そうではなく、みんなが集まって、子どもを遊ばせながら情報交換や交流ができて、飲食などができるスペースもあればという意見もいただいておりますので、施設が新しくなった際には、コロナ禍以前よりの利用は見込めると考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

意外とコロナ前は使われていたのだなということが分かりました。本当に今後、増えるのかということをお聞きした訳なのですからけれども。

その次に、3番、現在利用している施設において、利用を続けていけないのかということをお聞きします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 地域交流センターの利用を続けられないのかといったような質問かと思えます。

地域交流センターですけれども、もし仮にこの施設を残して、ここで現在提供している学

童や子育てサロンといったサービスを継続するとした場合は、この建物は築44年で耐用年数3年経過しており、老朽化も進んでおります。現実的に子育てサロンなどは施設の老朽化により使用が制限されている状況にもあります。解体せずに今後40年、50年と使用すると大規模な改修や建替えなどが必要になってくること、また保育所を建設する位置が限定され、残したとしても、双方利用しづらい建物配置となるため、解体は必要だと考えてございます。以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 老朽化ということをもっと先に、広報でもそうですけれども、老朽化ということも上げておりますけれども、あぶた保育所複合化検討会が、令和4年8月9日火曜日13時半から、座長、渋川教育長はじめ、社会教育課課長・参事、管理課長ほか11名が出席して、第1回目の会議が行われました。

この中で、地域交流センターは平成25年に介護保険関連の補助金3,200万円を使って改修している。そして、改修した建物は30年から34年ぐらいが耐用年数になるので、令和30年ぐらいまで取り壊しは必要ないというふうに、最初の会合で言っているのですよ。あと25年使えるのですが、そういうふうに言っているにもかかわらず、老朽化だ老朽化だと言って、皆さんを使えなくなるというふうに先導して、皆さんの都合のよいようにやっている。そういうことで、ちょっとおかしいのではないかなというふうに私は考えます。

あと25年使えて、そういった地域交流センター、これは町長の執行方針の中で、「町内のコミュニティ活動を支援していくとともに、活動の拠点となる集会所、コミュニティセンターの維持管理を行ってまいります」というふうになっております。それにもかかわらず、5区自治会の拠点である集会所を取り壊すというのは、町長の施政方針と違っているのではないかなど。あと25年耐用年数があるのですよ。それでも取り壊すというのは本当に違っているのではないかなというふうに私は思って、ちょっと理解に苦しむところがあります。

昨日の教育長の行政報告でも書いてありますね。「地域交流センターにつきましては、老朽化の状況や今後の維持管理費、双方の建物は配置状況による利用形態などから、このまま維持を継続するのではなく、解体を予定しております。なお、解体に伴い、利用団体につきましては、移転先を含めて現在調整中ではありますが、状況といたしましては、各種団体からおおむね前向きな答えをいただいている」というふうに、昨日のいただいた教育長の方針ではそのように書かれてありますけれども、各種団体からはおおむね前向きな答えをいただいているというのは、一体どこの団体なのだということがちょっと私は不思議に思っているのですよ。一番利用者の団体の中で大きな団体は、5区自治会なのではないですか。

5区自治会は、登録数は約200件、実世帯数は200件以上いるし、もっと多いし、人数は400人以上居住しているのですよ。5区自治体が反対しているのはご存じでしょう。知りませんか。7月13日付で町長と議会議長に渡していますよ。議会のほうは議長、副議長により9月21日に、戻されましたけれどもね、町長には出してあります。

「入江保育所と本町保育所の合同保育所（複合化施設）建設計画の見直しについて」と題

して、提出しております。その中で、「一方的な施設の複合計画を推し進めることに對し、強く断固反対します」というふうに文書を提出しているのですよ。まさか知らないというわけではないでしょう。おかしいと思いますよ。

この教育長の行政報告だけ見ると、また、広報だけ見ると、写真も出て、文書も出て、何にも問題がなかったようなことしか書いていませんよ。私たちが反対しているというようなことは全然書いていないですよ。これだけ読んだら、ああ、みんな、うまく進んでいるのだなとしか考えられませんよ……。

○議長（大西 智君） 石川論議員、質問の要旨を変えていただきたいのですけれども。

ご存じだと思いますけれども、5区自治会の会長は石川論議員なのですよ。やはりこの場は議員としての一般質問なので、自治会長としての自治会の部分というのは、各自治会連合会だったり、そういった場であります。ですから、質問の内容を変えて質問していただければと思います。

○10番（石川 諭君） 議長、お言葉ですけれども、私は5区自治会の代表で、町民から選ばれているのですよ、一般の人もありますけれども。

○議長（大西 智君） その辺はちょっとはき違えられたら困るのですけれども、自治会長以上に、議会議員として今いるわけですから、議会議員としての立場で質問していただかなければ、自治会長としての質問は違う場所でやっていただければと思います。

○10番（石川 諭君） 議員としても、おかしいことをおかしいと言って……。

○議長（大西 智君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時57分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時17分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を行いたいと思います。

10番、石川論議員の質問の途中で暫時休憩ということでした。

件名の2番目、(3)からの質問を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

石川論議員。

○10番（石川 諭君） ちょっと熱が入り過ぎて、やり取りがなくて、私の一方的な話によって討論でないというふうなご指摘がありましたので、そのように心がけたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、3番目の質問をいたします。現在、利用している施設においては、利用続けていけないのかという、先ほども聞いたのですけれども、ここからということなので、よろしいですか。

○議長（大西 智君） 先ほど答弁あったかと思うのですけれども、再度お願いいたします。  
高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 地域交流センターでございます。

もし仮にこの施設を残して、ここで提供している学童保育や子育てサロンといったサービスを継続した場合は、この建物は築44年で耐用年数を3年経過しており、老朽化が進んでおります。現実的に子育てサロンなどは施設の老朽化により使用が制限されている状況にもあります。解体せず今後40年、50年と使用する場合は、大規模な改修や建替えが必要になってくること、また保育所を建設する位置が限定され、残したとしても双方利用しづらい建物配置となるため、解体は必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

先ほどの続きなのですが、先ほど申し上げましたように、地域交流センターは平成25年に介護関連の補助金3,200万円で改修しているというお話をしたのですが、これが、耐用年数が35年ぐらいあるということであれば、あと25年残る形になるのですが、それでも取り壊すという形になるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） まず、平成25年の介護関連施設の補助金を使った改修なのですが、この改修は、耐震化をすとか躯体を改修し構造的に耐用年数を延長するといったような大規模改修ではないということを、まずご理解いただきたいと思えます。

その中で、役場内部の検討会で、地域交流センターを解体した際、補助金の使用制限の期間として30年から34年使用しなければ補助金の返還が必要となる可能性があること、新築を建てた場合にはそういうような使用年限というのが決まっています、それは構造とかにもよるのですが、それを使用しなければ補助金の返還が出てくるというような、一般論としてそのような発言がございました。

ただ、実際、今回の改修によって使用年限と定められているのは、10年という形になってございます。30年から34年と言ったのは、一般的に新築とかといったときにはそれだけ使用しなければ補助金の返還を求められるということなのですが、今回は改修ですので10年間の使用制限で、その期間を使用すれば解体しても返金は求められないという形になりますので、耐用年数があるとかといったような話ではないということのご理解はいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） あと耐用年数が10年しかないというようなことをおっしゃってしまして、そのように言われると、こちらも、そうなのかなというふうに思うのですが、ただ、まだ実際は使えるわけですよね。そういうところを議論しても進みませんので、これはこのまま置いておくことにします。

4番、空き施設となるところの利用計画はどのようになっているのか、伺います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 空き施設、統合後の本町保育所と入江保育所といったような意味合いなのかなというふうに思って答弁いたします。

入江保育所につきましては、老朽化も進んでいることや世界遺産の指定地内にあることから、統合後は解体を予定してございます。本町保育所につきましては、統合後は解体するか、他の用途として利活用するか、そういった部分の庁内検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 入江は、遺跡も残っているということなので、解体というのはやむを得ないのかなという気はしますけれども、本町保育所は、解体するにはちょっともったいないのではないかなと。施設もまだ新しいし、十分使えると。そういうことで、ほかに何か使えることはないのかということを検討したほうがよろしいのではないかなというふうに思います。これでどうこう言ってもしょうがないので、一応検討してはいかがでしょうかということをお願いいたします。

5番、現在、利用者の同意は取れているのかということをお伺いします。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） ただいまの質問でございます。

地域交流センター解体に伴う利用団体の合意、同意は、取れているのかというところでございます。

地域交流センターの解体の件に関しましては、本年3月の住民説明会にて、町としてのまず案を提示し、その後、各団体へは、担当課から個別に移転先を含め調整しているところでございます。利用されている団体は8団体ございますけれども、本町5区自治会以外は、移転することに対して同意をいただいております、それぞれ移転先もほぼ決まっている状況でございます。

本町5区自治会に対しましては、本年5月25日に5区自治会へ住民説明会、3月と同じ内容のものを説明会として、開催した際に町の提案として、集会所機能の部分を健康福祉センター「さわやか」を利用することを提示したところでございます。その説明会の中で、自治会の方からは、複合する施設に集会所機能を含めてほしいとの意見が出されまして、その二つ案で検討することで、説明会の中では合意をいただいたところでございます。

その後、町側の検討結果をまずは本町5区自治会に説明する必要があるというふうに考えまして、7月11日に本町5区自治会長と面談させていただきまして、町としては、まず既存施設を有効に活用するとの考えであるということから、新設ではなく健康福祉センター「さわやか」を利用いただきたい旨伝え、自治会内で検討し、回答をいただくということとなっておりますけれども、まだその部分についての回答はいただけていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 高齢者事業団の聞いた話なのですけれども、高齢者事業団は行きたくないような話をしていましたよ。トラックや機械が置いてあるから、ちょっと嫌なのという話でありますけれども、その辺のところ、私が直接聞いたわけではないので、確認できていないのですけれども、高齢者事業団は動きたくないという話でありました。老人クラブは、使えなくなると困るのだという話を聞いております。婦人部のサロンも使えなくなると困ると。

5区自治会は、7月11日に提案いただいたのですけれども、役員会と婦人部とかいろいろ内部で相談しましたら、やっぱり使いにくくて、行けないということの意見が多くあって、まだそのことで回答はしていない。そのまま保留にしてあるという状況です。

それで、今回、5区自治会のほうもコロナが終わって、お祭りがあって、そのお祭りをやって、4年ぶりなので、初めて、ここ使いやすいよねということを再認識されたということでもあります。ですから、5区自治会のほうとしては、さわやかに移っていいよという結論は出ておりません。できれば、このまま使っていたいということが事実でございます。

それで、5番は、一応ほかの同意は取れているのかということで、はっきりしないところもあるわけなので、これについては、順次進めていかなければいけないのかなというふうに思います。

6番目、道路、歩道等の環境対策はどのように考えているのかということをお聞きします。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） あぶた保育所複合化施設建設予定地の山側部に位置する道路のことだとお伺いしております。

あぶた読書への進入路や道道洞爺虻田線からの進入路、加えて栄町14号線につながっている通路につきましては、道路幅も狭く、町道認定を受けている道路ではないことから、現時点で、町としては道路整備等の計画はありません。今後において、あぶた保育所複合化施設の配置計画や駐車場を含めた外構実施設計での検討を行うこととなりますが、できる限り周辺住民への交通量の影響も考慮しながら、施設への通路のアプローチや車両の誘導を検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 宍戸先生の横の砂利道、たしかあれは町道ではないのですよね。個人だというふうに聞いておまして、そこをどういうふうに舗装するのかということもまだ決まっていないし、問題が残ると。そして、そこから下へ下がっていく道路と上ってくる道路、それはすれ違いができない1台分しか通れない狭い道路なのですよ。ですから、ここは事故のもとになって、高齢者が多い地区なので道路整備が必要になってくるというふうに考えます。

ですから、ここは検討していただきたくてお話をしているわけなのですけれども、その中で、保育所ができるとうちに90台から100台ぐらゐの車が通行するわけですよ。そうすると、通行量が増えらると、ニコット横のT字路も横断歩道が必要になるかもしれないと。あと、手押し式の信号機が必要になるかもしれない。ここは中学生が通る道でもあるし、小学生が登下校する道でもあるので、ですから環境対策として、その辺のところも今後考えていただきたいというふうにしております。

それから、あとほかに環境対策は何をするのか、分かっているのであれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 答弁できますか。

若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今ご質問いただきました（仮称）あぶた保育所整備に伴います道路の整備の関係でございますけれども、今、担当課長が申し上げましたとおり、議員ご懸念の道路に関しましては、こちら町道ではなくて、町有地ではあるのですが、あくまで町有地の通路ということで今現在使用されている現状でございます。

新たな計画が、今まさに策定中ということで、その計画に基づいて駐車場がどこに整備されるのか、そういった部分において、本来誘導すべき動線というのが見えてくるのかなというところでございまして、現時点におきましては、何も決まっているものはございませんけれども、その辺の計画を見定めた中にはなろうかと思ひますが、その計画策定の段階におきましても、そういった一車線なりの危険を伴うような通路に誘導するのではなくて、既存の道路をしっかりと使って安全に車両の出入り等できる体制に向かっているように、経済部局としても意見していきたいなというふうにして考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

道路は、お金もかかって大変なのですけれども、やはり住民が安心して暮らせて、事故がなく通行ができるということで非常に大切なことなので、環境対策の中で道路整備も考えていただければありがたいと。

そして、令和3年10月に、当時、若木部長がいらっしやって説明されたのですけれども、そのときにもお話しさせていただきましたが、裏通りとかといった道路の整備が必要になってくるので、長期的に考えていただきたいという話をさせていただきます。ですから、保育所建設に伴って、来年ではなくても、何年か後にはそういった整備ができるような道路環境、環境整備をしていただければありがたいなというふうにして思ひます。

6番を終わらしまして、7番、概算建設費は幾らかかるのか、伺ひます。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 今回の複合化施設の概算建設費の意味だと思ひます。

従前の二つの保育所の統合では、令和3年度に基本計画というものを発注したことから、

成果物として概算工事費や面積が約6.5億円と1,050平米程度と出されておりました。

現在、複合化施設に関して方向性が決まっていることは、保育所に加えて子育て支援センターと子育てサロンを建設するというので、その広さがどの程度必要なのか、それに伴う建設費は幾らになるのかといった部分は、8月に基本設計を発注しておりますので、その中で保育士等の現場の意見も聞きながら、必要な面積を確保し、当然費用等のバランスも取りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 合同保育所は、建設費は予定では6億5,000万円というふうにかかっていまして、これと同じような複合化施設というのは、面積が予定されているのでしょうか。それとも、もっともっと大きいものを造る予定なのでしょうか。お伺いします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 面積が何平米になるのかといったところを、今、基本設計を発注した中で現場の意見を聞きながら費用等のバランスを取りながら進めているという段階でございますので、今の段階で何平米になるか、どのくらいの大きさになるかというところは、まだ出ていないというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 複合化施設の面積が出ていないというのもおかしな話で、大体はこれくらいの面積が必要だろうというのは、既に出ているはずなのですよ。そのことを申しただけでない。では、申しただけでないのであれば、答えられないのであれば、物事を分解してちょっと考えてみたいと思います。設計費というのはどれくらいかかっているのでしょうか。たしか600万円ぐらいのはずなのですが、違いますか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 8月に発注した基本設計の費用につきましては、8月に入札してございます。たしか90万円ぐらいで落札したかというふうに記憶してございますので、それが基本設計の費用というふうになっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 90万円というのは、ちょっと安過ぎると思うのですよね。最初の計画では600万円ぐらいだったのが、何で90万円になっているのか、それがちょっと不思議でございます。

それでは、解体費はどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 地域交流センターの解体費という意味かと思えます。

こちらにつきましても、たしか今月の補正予算のほうで設計費用を計上しているというふ

うに聞いておりますので、その実施設計の中で解体費が出てくるというふうに教育委員会としては思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 具体的に幾らぐらいですか。ちょっと調べていなかったのですけれども。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 地域交流センターの解体に伴う実施設計費につきましては、今、管理課長のほうからも答弁ありましたとおり、解体に係る工事費が幾らぐらいになるのかという積算のために、実施設計委託を9月の補正予算で提案する予定となっております。それに基づきまして、実際の工事費が幾らぐらいになるのかの算定をするという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） あくまでも、概算も出してこない。

それでは、埋蔵文化財調査費、これは角田参事が詳しいのではないかと思ひ、お聞きします。

○議長（大西 智君） 石川議員、概算も出してこないのではなくて、答弁の中の話としては、設計で金額を出すということなので、現時点では分かっていないという答弁でございます。

角田社会教育課参事。

○社会教育課参事（角田隆志君） 埋蔵文化財発掘調査の費用でございますけれども、こちら面積によって流動的でございますけれども、今のところ、平米当たり1万5,000円ぐらいと見込んでございます。仮に1,000平米発掘調査をするとなると1,500万円という形になるかと思ひます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 具体的な数字をいただきましてありがとうございます。

私は何でこのように言うかということ、合同の保育所が6億5,000万円、仮に複合化の施設が倍の面積あると仮定したら、13億円かかるのですよ。そして、そのほかに設計費、解体費、埋蔵文化費、建設費、外構費というふうに重ねていけば、15億円、16億円、17億円かかるのですよ。もしかしたら資材の高騰で、もっともっと高くなるかもしれない。

これは何で私が言うかということ、今進めている事業費は、おおよそでも幾らくらいかかりそうだよということを町民に知らせる義務があるのですよ、私たちは。それを放っとして、造るから賛成です。幾らかかるか分からないものを進めるということ自体がおかしいのではないかなと思うのですよ。それで、何回も聞いているわけなのですけれども。言わないということは、どういうことなのかな、逆に不思議でしょうがないのです。どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 先ほどからお尋ねの件でございますが、先日の全員協議会、議員欠席されたときもちょっとお話しさせていただいたのですけれども、面積が先ほど1,050平米で6億5,000万円というのは基本設計で出てきた数字でございます。

その中で、私どもとしては、この公の場で数字を言うということは、やっぱり責任を持たなければいけないと思いますので、曖昧な数字をこの場で電卓を叩いて出すようなことは、私たちはしたくないと思いますので、発言は控えさせていただいておりますし、先ほど、議長から言っていたいただいたとおり、今この場でその数字は出せないということは、ご理解いただかなければならないなと思っております。

また、面積が6億5,000万円の倍、どこから13億円、15億円という数字を出されているのか私は分かりませんが、私たちの考え方としては、先ほどの子育て支援センター等々の併設する複合化の施設は、そんなに大きいものは考えておりません。

それともう一つ言うと、道路も話がありましたけれども、道路につきましても、読書の家のほうの町有通路がございますけれども、あそこら辺に影響を及ぼすようなことは考えないで、環境に配慮した「さわやか」のほうで駐車場を設けて対応させていただきたいなとは思っておりますけれども、そこでまた数字を言うと、その数字が一人歩きすることを私は懸念しますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 数字をなかなか教えてくれない、責任が持てないということで、答弁を避けておられますけれども、実際、結構かかるのですよね。そのかかる費用を言わないで、複合化施設を造るよと。

皆さん、車買うときに、値段分からない車、買わないでしょう。おうち建てるときに、値段分からないおうち、建てないでしょう。せめてこれくらいということが、概算あるはずなのですよ。

そういったことも言わずに、造るから、皆さん賛同してくださいと。やはりちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。ですから、こういうことを言って、はっきり答えていないということは、初めから住民の意見は聞く気がなかったのではないのでしょうか。私はそのように思いますよ。

私はですね、はっきり教えてくれないということに対して、自治会の役員からも言われましたけれども、「役場がもう決まっているなら、無理なのではないのか、駄目なのではないのか」、そういう意見もありました。しかし私は、「諦めるな、諦めたら前には進めない、政治は忍耐が必要なのだ、忍耐してこそ改革ができるのだ」と言って励ましています。

ドイツの社会学者マックス・ヴェーバーの話では、「政治とは情熱と判断力の二つを駆使しながら、堅い板に力を込めて、じわっじわっと、穴をくり抜いていく作業である。職業としての政治」ということから、やっぱり政治は忍耐が必要なのですよ。

ですから私は、この問題に対しては、はっきりさせなければいけないと思って、諦めていませんよ。

- 議長（大西 智君） 石川論議員、先ほどから質問されていることに対しては、町側ではっきりと答弁されています。その辺の認識だけはしていただければと思います。決して答弁をしていないということではございません。

石川論議員。

- 10番（石川 諭君） 複合化施設はどのような利用形態となるのかということをお聞きしたいと思います。

- 議長（大西 智君） 高橋管理課長。

- 管理課長（高橋謙介君） どのような利用形態、利用状況となるのかといった部分でございます。

複合化施設に入るのは、子育て支援センターと子育てサロンであります。この施設は、就学時前の幼児と保護者が育児の相談や交流することを目的としたものであり、利用は、未就学児とその保護者が主な利用となるということを想定しております。

以上でございます。

- 議長（大西 智君） 石川論議員。

- 10番（石川 諭君） もっと私の心情を話したかったのですが、それは質問に外れるというご指摘がありまして、私はちょっと納得がいかないのですけれども、そのようなことから、私の考え方を説明できないまま今回終わるとするのは、非常に残念なことだと思うのですよ。

一つ言わせてもらえば、5区自治会の集会所がなくなるということは、自分たちの活動拠点がなくなるということなのです。だから、活動拠点がなくなって、そして5区自治会は、今年4年ぶりに盆踊りをやったのですけれども、盆踊りもやっているのですよ。そういった場所もなくなるということで、何とかあそこを使わせてほしい。5区自治会の盆踊りはもう40年以上やっていて、そういった歴史と文化があるのですよ。だから、そういったものを取り上げられてしまっただけでは、5区自治会としては本当に納得がいかないということで、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

- 議長（大西 智君） これで、10番、石川論議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時48分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員